

【表紙】

【公表書類】	訂正発行者情報
【公表日】	2020年4月23日
【発行者の名称】	C Channel株式会社 (C Channel Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森川 亮
【本店の所在の場所】	東京都港区三田一丁目4番1号
【電話番号】	03-6453-6893 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 馬 宏宏
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 下山 均
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2020年5月25日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	C Channel株式会社 https://corp.cchan.tv/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及

び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

1【訂正発行者情報の公表理由】

2020年4月20日付で公表いたしました発行者情報の記載に関し、一部誤りがありましたので、記載内容を訂正するため、訂正発行者情報を公表するものであります。

2【訂正事項】

第三部【株式公開情報】

第2【第三者割当等の概況】

2【取得者の概況】

株式⑤

＜訂正前＞

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
アシックス・ベンチャーズ株式会社 代表取締役 廣田 康人 資本金 23,972百万円	兵庫県神戸市中央区港島 中町七丁目1番1	投資業	63	50,400,000 (800,000)	—

＜訂正後＞

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
アシックス・ベンチャーズ株式会社 代表取締役 <u>蔭山 広明</u> 資本金 <u>310百万円</u>	兵庫県神戸市中央区港島 中町七丁目1番1	投資業	63	50,400,000 (800,000)	—

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2020年4月20日
【発行者の名称】	C Channel株式会社 (C Channel Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森川 亮
【本店の所在の場所】	東京都港区三田一丁目4番1号
【電話番号】	03-6453-6893 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 馬 宏宏
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 下山 均
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2020年5月25日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	C Channel株式会社 https://corp.cchan.tv/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及

び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期 第2四半期 連結累計期間	第6期 第3四半期 連結累計期間
決算年月	2018年3月	2019年3月	2019年9月	2019年12月
売上高 (千円)	5,258,104	7,452,285	3,630,740	5,751,691
経常損失 (△) (千円)	△2,273,516	△1,703,625	△820,656	△1,132,392
親会社株主に帰属する当期 (四半期) 純損失 (△) (千円)	△2,314,235	△1,809,947	△872,792	△1,224,611
包括利益又は四半期包括利益 (千円)	△2,337,867	△1,793,132	△893,088	△1,234,589
純資産額 (千円)	4,565,988	2,774,100	2,800,211	2,458,663
総資産額 (千円)	6,169,286	4,301,574	4,519,092	4,151,630
1株当たり純資産額 (円)	△177.13	△245.16	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—
1株当たり当期 (四半期) 純損失 (△) (円)	△95.61	△67.80	△32.03	△44.62
潜在株式調整後1株当たり当期 (四半期) 純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	71.4	60.2	58.0	54.8
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,520,670	△1,458,913	△832,863	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,528,807	△62,160	△6,526	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,823,272	165,228	981,941	—
現金及び現金同等物の期末 (四半期) 残高 (千円)	2,509,962	1,151,852	1,284,600	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	289 (147)	330 (168)	—	—

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期 (四半期) 純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期 (四半期) 純損失であるため記載しておりません。

3. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期 (四半期) 純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の () は臨時雇用者数 (パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む) の年間の平均人員を外数で記載しております。

6. 当社は、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首で株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純損失を算定しております。
7. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第5期の連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けておりますが、第4期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。
8. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第6期第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。
9. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第6期第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。
10. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社の設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年月	事項
2014年 7 月	東京都渋谷区において、株式会社LisBeを設立
2015年 2 月	商号をC C h a n n e l 株式会社に変更
2015年 4 月	女性の「知りたい」を解決する動画ライフスタイルメディア『C CHANNEL』の提供開始によりメディア事業の運営開始
2016年 6 月	インフルエンサー（注1）マーケティング事業を展開することを目的として、Yellow Agency株式会社（2018年 5 月に吸収合併）を設立
2016年 7 月	ECサイト運営を開始（2019年 3 月に株式会社マキシムのeコマース事業と統合）
2016年11月	インドネシア共和国ジャカルタにおいて『C CHANNEL』を展開することを目的として、PT Media Makmur（現PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA、現連結子会社）の株式を取得及び第三者割当増資を受け、海外事業展開を開始
2017年 4 月	女性向けアパレル通販サイト『KOBE LETTUCE』を展開する株式会社マキシム（現連結子会社）の株式を取得
2017年 6 月	本社を東京都港区三田一丁目 4 番 1 号に移転
2017年 7 月	韓国ソウル市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、C CHANNEL Korea Company Ltd.（現連結子会社）を設立（注2）
2017年 9 月	ライブ動画配信アプリ『mysta』を展開することを目的として、mysta株式会社（現持分法適用関連会社）を設立
2017年12月	中華民国台北市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、C Channel Taiwan Corporation（現連結子会社）を設立（注3）
2017年12月	中華人民共和国北京市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、北京视乐通科技有限公司（現連結子会社）を設立
2018年 3 月	中華人民共和国上海市において、e コマースサイト事業及び広告事業を運営する上海露倩網絡信息有限公司（現連結子会社）の株式を取得
2018年 3 月	タイ王国バンコク市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、C Channel (Thailand) Co.,Ltd.（現連結子会社）を設立（注4）

（注1）インフルエンサー

インフルエンサーとは、自身のブログやSNS、メディアへの露出などを通じて、商品やサービスを紹介することによって、多くの消費者に対して、大きな影響力を発揮する人のことを指します。

（注2）C CHANNEL Korea Company Ltd. につきましては、2019年 8 月14日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算中です。

（注3）C Channel Taiwan Corporationにつきましては、2020年 1 月22日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算中です。

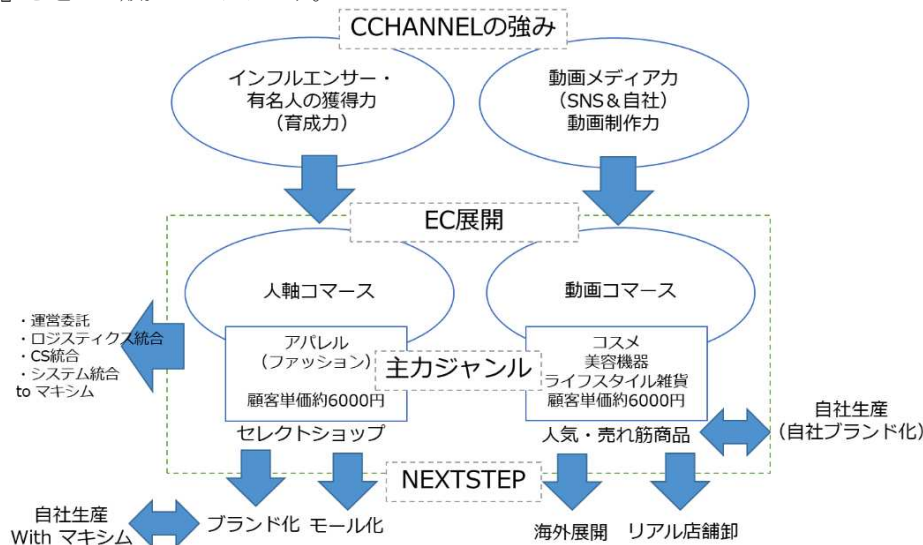
（注4）C Channel (Thailand) Co., Ltd. につきましては、2019年12月18日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算中です。

3【事業の内容】

当社グループの事業は、アパレルや美容系商品などの商品の販売を行う「e コマース事業」、「トレンドを生み出す世界NO.1コミュニケーションメディア」というビジョンのもと、女性向け動画メディア『C CHANNEL』やママ向け動画メディア『mama+』において企業の商品やサービスを紹介する動画広告コンテンツの企画、制作、配信を行う「ネイティブ動画広告」、当社『C CHANNEL』のアプリのTOP画面や動画の再生後等に広告を表示する「純広告・アドネットワークサービス」、SNS上で影響力を持つインフルエンサーのマッチングやマネジメントサービスを手掛ける「インフルエンサーマーケティングサービス」、イベントスペースを利用した体験型のサービス「イベント開催」、サンプル商品を安価で販売する「サンプル販売」からなる「メディア事業」、メディア事業とe コマース事業で展開する各種サービスを海外向けに展開する「海外事業」の3つの事業セグメントから構成されております。

① e コマース事業

e コマース事業は、連結子会社である株式会社マキシムが行っており、D2C (Direct to Consumer) を中心としてインフルエンサーや有名人を活用した人軸コマースと、動画のメディア力を生かしたコマース（動画コマース）を中心に事業を展開しております。前者は主にアパレルを中心として『KOBE LETTUCE』や『Isn't She?』『N WITH.』というブランドを通して販売し、後者は主にコスメ商品や美容機器などを中心として『BELL PALETTE』を通して販売しております。



主なブランドごとの特徴は下記の通りとなります。

a 『KOBE LETTUCE』：人軸コマースモデル

『KOBE LETTUCE』ブランドで、主にアパレル製品を中心として、e コマース及び実店舗での販売を行っております。e コマース事業に関しては、自社サイトに加えて、楽天、ZOZOTOWN、Yahoo!等のオンラインモールに出店して販売を行っております。

店舗販売に関しては、国内に4店舗を展開し、同社製品の販売を行っております。

同社製品の特徴としては、商品単価2,000～3,000円の比較的にリーズナブルな価格帯で、『C CHANNEL』と同じF1層（注1）を中心としたユーザ層に対して販売を行っております。



b 『Isn't she?』：人軸コマースモデル

1) ビジネスモデル

- ・『Isn't she?』ブランドの仕入を企画し、商品を仕入れる（韓国）
- ・新製品は少ない枚数で販売し、売れ筋と判定されたものは縦積みし、在庫を抱える販売
- ・初動は当該インフルエンサーのコアファンに対し販売し、一定のユーザをプールしたのちプロモーションを実施

2) 商品の特徴

アパレル製品及びその周辺商品（靴、バッグ、雑貨など）に特化

c 『N WITH.』：人軸コマースモデル

1) ビジネスモデル

- ・インフルエンサー『前田希美』氏と共に商品を企画
- ・予約販売を中心にする事で、新商品投入時は受発注形式にて売れ筋商品を選定し、方針としては在庫を抱えるモデル
- ・初動は当該有名人のコアファンに対し販売し、その後『C CHANNEL』ユーザに対して拡販していく

2) 商品の特徴

現状はアパレルだが、今後はコスメやライフスタイル雑貨までの展開を視野に入れる

d 『BELL PALETTE』：動画コマースモデル

1) ビジネスモデル

- ・商品を仕入れる（国内及び一部韓国）
- ・在庫を抱える場合と委託販売の両方（割合としては7：3）
- ・『C CHANNEL』ユーザに対して販売

2) 商品の特徴

『BELL PALETTE』でしか買えない限定商品や格安で提供できる商品を選定

例：日本未上陸品、最安値、限定セットなど

取扱商品は、美容器具や韓国コスメなどが主体

② メディア事業

i) 広告サービス（ネイティブ動画広告・純広告／アドネットワークサービス・イベント開催など）

当社が展開する『C CHANNEL』は、女性の「知りたい」を1分で解決する日本最大規模の女性向け動画ライフスタイルメディアとして、主にF1層を中心に、女性の最も関心のある話題に焦点を当て、約1分間の動画で紹介しております。

『C CHANNEL』の主な特徴としましては、

- ・女性をメインターゲットにした縦型動画メディア
 - ・自社メディアであるWEBアプリだけでなく各SNSからも情報発信する分散型メディアとしてのリーチ力（注2）
 - ・自社コンテンツを制作するコンテンツメディアとして、情報発信及び女性が求める様々なジャンルをHow To動画で紹介
 - ・日本発のメディアとしてアジアでも拡大するグローバル展開
- の4点が挙げられます。

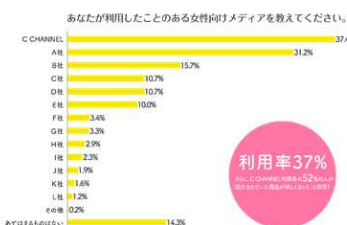
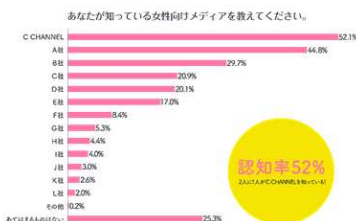
『C CHANNEL』は国内F1層を中心に、月間3,000万回以上にリーチし、女性たちが月間84万時間、視聴しています。また、日本最大級のフォロワー数とエンゲージメント（注4）数を誇り、幅広く情報をリーチする分散型メディアとして事業を拡大しております。



メディア紹介-外部から見た『C CHANNEL』の評価

■アイブリッジ調査 15-29歳の女性

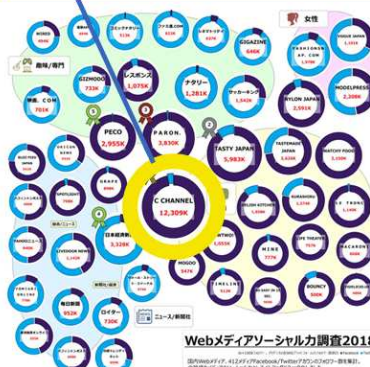
※2018年8月



■他社調査

【MarkeZineニュース 2019/1/9】

2018年WebメディアのSNS発信力ランキング1位は前年に続き「C CHANNEL」



<https://markezine.jp/article/detail/30087>

広告サービスにおける主なマネタイズの仕組みとしましては、下記の5つが挙げられます。

a ネイティブ動画広告

クライアント(広告主)のサービス・商品にマッチした縦型とスクエア型の動画を制作し、『C CHANNEL』及びSNS公式アカウントから配信を行います。また、クライアントが保有するTVCM等の動画素材を紹介するサービスも備えております。

b 純広告/アドネットワーク

主にアプリ/WEBのトップ画面の上位に表示されるトップバナー広告、タイムライン(注5)上にランダムに表示されるインリード広告(注6)、動画の再生前後に表示されるインストリーム広告(注7)によって構成されております。これらの広告が閲覧されるごとに、課金される仕組みとなっております。

c イベント開催

『C CHANNEL』は、女性の「知りたい」をHow To動画で提供するサービスですが、これをイベントスペースを利用して実際に体験して頂く体験型のサービスとして、『SUPER C CHANNEL』を提供しております。

『SUPER C CHANNEL』は、基本的には1社単独により2日間開催した場合に、イベント開催単価500万円からの金額で提供しております。

d サンプル販売

女性向け商品を企業から受け取り、お試しとして安価でユーザーに販売する事業です。従来サンプル配布の際には企業がサンプル事業を行う会社にコストを支払っていましたが、当社では企業が無料でサンプル配布を実施出来る代わりに、当社が商品を無料で受け取り安価で商品を販売する形態をとっております。こちらの事業は広告宣伝費を持たない企業でも実施出来るため新たな顧客の創造につながります。

e 動画制作

女性向けの商品やサービスを販売する会社が運営するSNSや広告向けに動画を制作し配信する事業です。当社には様々な動画制作のノウハウがあり、商品やサービスを試して購入を促進させるクリエイティブな制作能力があります。その自社の能力を生かす事業となります。

また、F1層を中心とした女性をメインターゲットとしている『C CHANNEL』に加えて、F2層（注1）向けには、新たなサービスとして『mama+』及びメディアとの提携サービスの提供を行っております。

『mama+』は、“こどもがいるって楽しい！日本のママをもっとHappyに！”をコンセプトに、日々の子育て情報や生活のTIPS（注8）、プチプラ（注9）情報など、ママが楽しく生活するための情報を動画で提供するサービスです。また、メディアとの提携サービスは、『C CHANNEL』の主要なユーザー層であるF1層は、比較的安価なプチプラ情報を必要とすることが多いため、出版社などのメディアと提携し、高級ブランドや雑誌などとの連携を行っております。

さらにF2層向け新規メディアの立ち上げを準備しており、新たなターゲットとして不動産や金融、ラグジュアリーブランド企業をクライアントとするメディアを成長させメディア事業の成長を加速させます。

ii) インフルエンサーマーケティングサービス

当社では、“クリッパー”（注3）と呼ぶ当社所属のインフルエンサーを活用して、企業の商品やコンテンツを実際に利用してもらい、そのプロセスや体験を投稿してもらう広告手法としてインフルエンサーマーケティングサービスを提供しております。

インフルエンサーマーケティングサービスの内容としましては、『C CHANNEL』の広告動画コンテンツへの出演のほか、クリッパー自らが自撮りで動画を撮影し、『C CHANNEL』やInstagramなどのSNSに掲載する『自撮り動画投稿』サービス、広告主の商品やサービスをクリッパーが投稿して情報を広く拡散する『商品モニター』サービス、広告主が実施するイベントに参加し、イベントや商品の内容や、その場の臨場感が味わえるような動画を投稿・情報拡散する『イベント参加』サービス、他メディアとのタイアップ動画企画や各種メディアへの出演など、インフルエンサーマーケティングに関わる様々なサービスを一元的に提供しております。

更に成長しているプラットフォームとしてYoutubeに注目しており、新たにYoutuberのオーディションや育成等を行うことにより商品の購買に繋がりやすいインフルエンサー獲得を強化しております。

また、新たに成長しているTikTokやPinterestと提携し、新たなインフルエンサーを育成しております。



③ 海外事業

当社グループの海外展開の基本方針は、当社の事業とシナジー効果があると考えられる現地パートナーとの間で業務提携を行い、業績の進捗状況を確認致します。このプロセスを経て、両社が合意することを前提として、合併企業の立ち上げを行っております。

本書提出日現在、当社はアジアの6つの国・地域（中国、インドネシア、フィリピン、シンガポール、マレーシア、ベトナム）で事業を展開し、そのうち中国、インドネシアにおいて現地法人を設立し、下記のような運営体制を実施しております。

	自社SNSの運用	映像作成の受注	Appリリース
中国	○	○	
インドネシア	○	○	○
シンガポール	○	○	
マレーシア	○		
フィリピン	○		
ベトナム	○		

海外事業の特徴としては、大きく東アジア地域（中国）と、東南アジア地域（インドネシア、シンガポール、マレーシア）で分類することが可能となっております。

東アジアについては、通信ネットワーク環境も整備されており、またネイティブ広告の単価も比較的高く設定でき、動画コマースやインフルエンサーマーケティングサービスも幅広く浸透しております。

このため、『C CHANNEL』のメディアを軸として、ネイティブ広告、eコマース、インフルエンサーマーケティングサービスを幅広く展開しております。

一方、東南アジアについては、通信ネットワーク環境が脆弱であり、またネイティブ広告の単価も東アジアに比べると安価な設定となっております。一方で、イベントの実施やインフルエンサーマーケティングサービスは、順調に成長してきていることから、ネイティブ広告を主力製品としながらも、イベントやインフルエンサーマーケティングサービスを絡めた商品販売を行っております。取り分けインドネシアにおいては、独自に開発したツールによりインフルエンサーマーケティングサービスが好調に成長しております。

また、2018年3月より、中国（上海）において、コスメや美容機器を販売するeコマースサイト『LUCE.com』を運営する上海露倩網絡信息有限公司に資本参加し、中国国内における事業拡大を進めております。

特に『LUCE.com』にノウハウがある天猫や京東など中国ECプラットフォームにおける旗艦店の運営に関して日本の化粧品会社が興味を持っており、越境ECの旗艦店と一緒に展開することを進行中です。

<用語集>

（注1）F1層、F2層

広告業界におけるマーケティング用語として用いられ、F1層とは20～34歳の女性、F2層とは35～49歳の女性のことを指します。

（注2）リーチ力

インターネット広告の場合、ある広告がインターネットユーザのうち何割に配信されたかの割合を示し、広告の効果を測るために用いられる指標のことを指します。

（注3）クリッパー

『C CHANNEL』で配信された動画をクリップと呼び、クリッパーとはこれらの動画に出演したり投稿したりする、当社が公式に認めたインフルエンサーのことを指します。

（注4）エンゲージメント

企業や商品、ブランドなどに対して、ユーザが愛着を持っている状態を指し、特にソーシャルメディアなどにおける交流度を測る指標として用いられております。

なお、Facebookにおいてエンゲージメント数としてカウントされるのは、「クリック」「リツイート」「返信」「フォロー」「いいね」の5つとされています。

（注5）タイムライン

SNSにおいて、過去の記事や投稿が時系列に表示されたり、閲覧・選択したりすることができる機能のことを指します。

（注6）インリード広告

動画広告のフォーマットの1つで、ユーザがWebページをスクロールして動画広告が画面に表示されたら動画が再生される仕様の広告のことを指します。

(注7) インストリーム広告

動画広告のフォーマットの1つで、インターネット動画の前後や中間に差し込まれて再生される動画広告のことを指します。

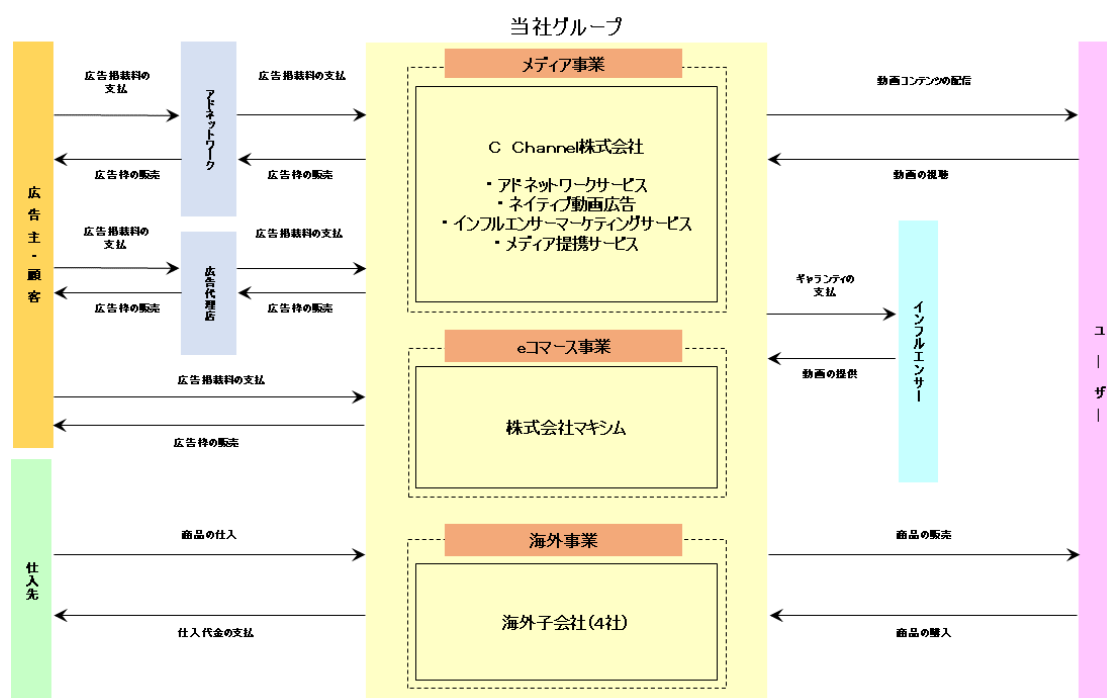
(注8) TIPS

コツや裏技のことを指します。

(注9) プチプラ

「プチプライス」の略。女性用のファッションアイテム、化粧品、雑貨などのジャンルで、「安くてかわいい」、「手に入りやすい」といった意味で使われます。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社マキシム (注) 1. 2.	兵庫県神戸市中 央区	4,000千円	アパレル・ファッション ブランド『KOB E LETTUCE』の展開	(所有) 70.0	役員の兼任1名
PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA	インドネシア共 和国ジャカルタ	23.5億ルピア	インドネシアにおける当 社事業の展開	(所有) 59.5	当社のメディア 運営の業務委託 資金の貸付 役員の兼任2名
C Channel Taiwan Corporation (注) 7.	中華民国台北市	2,000万台湾ドル	台湾における当社事業の 展開	(所有) 55.0	資金の貸付 役員の兼任1名
C CHANNEL Korea Company Ltd. (注) 5.	韓国ソウル市	6億ウォン	韓国における当社事業の 展開	(所有) 100.0	資金の貸付 役員の兼任1名
上海露倩網絡信息有限 公司	中華人民共和国 上海市	830,000USドル	中国におけるeコマース 事業及び広告事業の展開	(所有) 51.0	役員の兼任1名
C Channel (Thailand) Co., Ltd. (注) 3. 6.	タイ王国 バンコク市	2,000万タイバ ーツ	タイにおける当社事業の 展開	(所有) 49.0	当社のメディア 運営の業務委託 資金の貸付 役員の兼任1名
その他2社					
(持分法適用関連会 社) mysta株式会社	東京都港区	829,962千円	若者向けオーディション アプリ『mysta』の課金 収入事業の展開	(所有) 42.1	役員の兼任2名
(その他の関係会社) ソフトバンク株式会社 (注) 4.	東京都港区	204,309百万円	日本国内での移動通信サ ービスの提供、携帯端末 の販売、固定通信サービ スの提供、インターネッ ト接続サービスの提供	(被所有) 直接 28.8	役員の兼任1名

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 株式会社マキシムについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

① 売上高	4,912百万円
② 経常利益	201 〃
③ 当期純利益	135 〃
④ 純資産額	269 〃
⑤ 総資産額	1,424 〃

3. 所有割合持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。

4. 有価証券報告書の提出会社です。

5. C CHANNEL Korea Company Ltd. につきましては、2019年8月14日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算中です。

6. C Channel (Thailand) Co., Ltd. につきましては、2019年12月18日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算中です。

7. C Channel Taiwan Corporation につきましては、2020年1月22日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算中です。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
メディア事業	72 （51）
e コマース事業	73 （30）
海外事業	70 （28）
全社（共通）	40 （11）
合計	255 （120）

- （注） 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、当社グループの特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2020年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
112(68)	34.3	2.4	6,217

セグメントの名称	従業員数（名）
メディア事業	72 （51）
海外事業	0 （6）
全社（共通）	40 （11）
合計	112 （68）

- （注） 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。
3. 平均年間給与は基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当連結会計年度における日本経済は、企業収益や雇用情勢の改善を背景に、個人消費の持ち直しが見られ全体的に緩やかな回復が続いている一方で、世界各国の政策動向や貿易摩擦、地政学リスクなどにより景気の先行きの不透明さが懸念されています。

当社グループを取り巻く環境につきましては、『2018年国内携帯電話端末出荷概況』（2019年5月15日株式会社MM総研 公表）によると、2018年1月から12月までの1年間の携帯電話の総出荷台数は3,499万台、うちスマートフォンの出荷台数3,116万台となり、スマートフォン出荷台数は2017年に次いで2番目に多い出荷実績となっています。

また、『平成29年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書』（総務省情報通信政策研究所調べ）によると、ネット系動画の平均利用時間が平日は18.3分（前年比124.5%）、休日は31.9分（前年比120.4%）となっておりネット系動画利用時間が年々増加傾向にあり、10～20代を中心にテレビ系動画からネット系動画への置き換えが進んでいます。

このような経営環境のもと、当社グループは「トレンドを生み出す世界NO.1コミュニケーションメディア」というビジョンのもと「メディア事業」、「eコマース事業」及び「海外事業」の3つの基幹事業を展開しています。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は7,452,285千円（前年同期は5,258,104千円）、営業損失は1,508,888千円（前年同期は営業損失2,168,587千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,809,947千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失2,314,235千円）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

（メディア事業）

メディア事業では、女性の関心が高い各ジャンルにおいて、親近感のあるクリッパーを起用し、How To等ユーザーが自分事化しやすい切り口でコンテンツを配信するとともに、インフルエンサーが出演・発信したネイティブ動画においては平均再生数に集中することで広告売上は引き続き成長しています。ママ向けメディアの「mama+」では育児情報&ママ・パパ向け情報を動画化し、ミレニアル世代の日常的な情報源であるSNS配信を行い、フォロワー数は50万人を超えママ向けでは国内最大級に成長しました。また、体験型リアルイベントである「SUPER C CHANNEL」を開催し、約1.2万人の来場数がありました。この結果、外部顧客への売上高は1,394,767千円（前年同期は928,823千円）となりました。損益面では、直商流の伸長を進めることで代理店手数料を削減することなどコスト削減をすすめた結果、セグメント損失は393,583千円（前年同期はセグメント損失978,051千円）となりました。

（eコマース事業）

eコマース事業では、『KOBE LETTUCE』を主軸に実店舗・アパレル企画・アプリなどの事業を展開している株式会社マキシムの売上が堅調に推移するとともに、元Popteen専属モデルで現在人気YouTuberの前田氏と共同でアパレルブランド『N WITH.』を開始するなど新たな取組みをすすめています。この結果、外部顧客への売上高は5,257,464千円（前年同期は4,156,110千円）となりました。損益面では、在庫管理などでコスト負担が重くなっていった業務構造をグループ会社共同で効率化するため『C Channel』にて運営していたeコマース事業を整理し株式会社マキシムに統合する構造改革を行った結果、セグメント損失は262,566千円（前年同期はセグメント損失142,697千円）となりました。

（海外事業）

海外事業では、当連結会計年度よりC Channel (Thailand) Co., Ltd. の活動が開始されたことに加え、中国を拠点に日本の化粧品メーカーのデジタルの広告宣伝活動やECのコンサルティング、ECの運営委託業務などを行っているLUCEグループが当社連結グループに加わった結果、海外事業の外部顧客への売上高は800,053千円（前年同期は173,169千円）となりました。損益面では、成長に向けた投資フェーズにあることや拠点の設立に伴うコストが発生したことからセグメント損失は284,946千円（前年同期はセグメント損失326,016千円）となりました。

当第2四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、米中貿易摩擦の長期化と中国経済の成長鈍化の影響が懸念されるなど世界経済の動向や金融・財政政策に関する不確実性の高まりによって、景気の先行きに不透明感は払拭しきれない状況にあります。また国内広告市場（注）においては前年比102.2%、インターネット広告は、前年比116.5%となり高い成長率を維持しております。

このような経営環境のもと、当社グループは「トレンドを生み出す世界NO.1コミュニケーションメディア」というビジョンのもと「メディア事業」、「eコマース事業」及び「海外事業」の3つの基幹事業を展開しています。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における当社グループの連結業績は、売上高は3,630,740千円、営業損失は716,728千円、経常損失は820,656千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は872,792千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（メディア事業）

メディア事業では、「Super C CHANNEL 2019」を9月21日・22日の二日間に渡り開催いたしました。来場者数は、約1.4万人となりイベントとして前年度を上回る結果となりました。

また、ママ向けメディアの「mama+」はフォロワー数も70万人を超えるまで成長しており、インフルエンサーを活用したクリッパー自撮りメニュー案件など動画とのセット販売は堅調に推移しています。

損益面につきましては、第1四半期連結会計期間に開催した「Beautycon Tokyo」の影響をカバーするには至らず、結果として当第2四半期連結累計期間におけるメディア事業の外部顧客への売上高は699,335千円、セグメント損失は334,189千円となりました。

（eコマース事業）

eコマース事業では、連結子会社である株式会社マキシムの「KOBE LETTUCE」を主軸に実店舗・アパレル企画などの事業を展開しております。当第2四半期連結累計期間においては自社サイトでのライブ販売などが好調であったことに加え、楽天やZOZOTOWNなど他社サイトでランキングに入る定番商品を作り出すことができ売上高は好調に推移しました。

一方、コスト面については、一部サイトで決済システム利用料が増額となったことからコストが増加しました。その結果、当第2四半期連結累計期間におけるeコマース事業の外部顧客への売上高は2,678,823千円、セグメント利益は70,277千円となりました。

（海外事業）

海外事業では、東南アジアのインドネシアでは順調に売上高は増加しているものの、東アジアの韓国・台湾については、厳しい市場環境にさらされており売上は低調となっています。コスト面については組織のスリム化を行うことによりコスト削減を実施しています。また、中国・上海に拠点を置く上海露倩網絡信息有限公司は、昨年末に旗艦店運営の契約が終了したことが影響し低調となっていますが、新たな旗艦店の運営を獲得するなど営業活動を活発化させています。

なお、韓国のソウルに拠点を置くC CHANNEL Korea Company Ltd.においては、韓国市場の競争が厳しい状況に加え、昨今の日韓政治情勢の悪化により、韓国での安定した運営や成長は難しい状況となっています。このような状況のなか、当該会社を存続させることは、さらなる損失の拡大につながる可能性が高く、総合的な事業の採算性を勘案し、2020年3月を目途に当該子会社を解散及び清算することといたしました。

その結果、当第2四半期連結累計期間における海外事業の外部顧客への売上高は252,580千円、セグメント損失は105,696千円となりました。

（注）「2018年日本の広告費」（2019年2月28日株式会社電通 公表）によります。

当第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、米中貿易摩擦の長期化や中国経済の成長鈍化により世界経済が減速懸念が広がり先行きは不透明な状況で推移しております。

このような経営環境のもと、当社グループが属するインターネット広告市場につきましては、引き続き増加傾向にあります。

当社グループは「トレンドを生み出す世界NO.1コミュニケーションメディア」というビジョンのもと「メディア事業」、「eコマース事業」及び「海外事業」の3つの基幹事業を展開しています。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における当社グループの連結業績は、売上高は5,751,691千円、営業損失は1,025,239千円、経常損失は1,132,392千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は1,224,611千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（メディア事業）

メディア事業は、ママ向けメディアの「mama+」はフォロワー数の増加、インフルエンサーを活用したクリップ・自撮りメニュー案件など動画とのセット販売は堅調に推移しました。結果として、当第3四半期連結累計期間におけるメディア事業の外部顧客への売上高は1,019,968千円、セグメント損失は365,730千円となりました。

（eコマース事業）

eコマース事業は、連結子会社である株式会社マキシムの「KOBE LETTUCE」を主軸に実店舗・アパレル企画などを積極的に展開いたしました。当第3四半期連結累計期間においては、引き続き自社サイトでのライブ販売などが好調であったこと、楽天やZOZOTOWNなど他社サイトでランキングに入る定番商品などにより売上高は好調に推移しました。結果として、当第3四半期連結累計期間におけるeコマース事業の外部顧客への売上高は4,337,974千円、セグメント利益は137,813千円となりました。

（海外事業）

海外事業は、中国を拠点にECのコンサルティング、ECの運営委託業務などを行っているLUCグループ、東南アジアのインドネシアでの売上等の結果として、当第3四半期連結累計期間における海外事業の外部顧客への売上高は393,747千円、セグメント損失は161,486千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ1,358,110千円減少し、1,151,852千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは1,458,913千円の資金の支出（前連結会計年度は2,520,670千円の支出）となりました。これは主に税金等調整前当期純損失1,712,458千円、減価償却費69,584千円、持分法による投資損失199,239千円、のれん償却額53,607千円、売上債権の減少額88,247千円、たな卸資産の減少額72,914千円、ポイント引当金の減少額81,641千円、法人税等の支払額90,335千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは62,160千円の資金の支出（前連結会計年度は1,528,807千円の支出）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出34,088千円、敷金及び保証金の差入による支出25,329千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは165,228千円の資金の収入（前連結会計年度は1,823,272千円の収入）となりました。これは主に長期借入れによる収入が300,000千円、長期借入金の返済による支出が104,772千円あったことによるものであります。

当第2四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ132,747千円増加し、1,284,600千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは832,863千円の資金の支出となりました。これは主に税金等調整前四半期純損失839,697千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは6,526千円の資金の支出となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出16,165千円、敷金及び保証金の回収による収入8,673千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは981,941千円の資金の収入となりました。これは主に株式の発行による収入914,941千円によるものであります。

(3) 継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策

当社グループは、各連結会計年度において営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失、マイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

それに対し、当社グループは当該状況を解消すべく、以下に示す課題への対処を的確に行うことにより安定的な財務基盤を確立し、当該事象が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

これらの改善策を状況に応じて適切に推進していくことから、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

①基盤収益事業の強化による売上維持・拡大

<メディア事業>

『広告サービス』『インフルエンサーマーケティングサービス』において、売上高は順調に増加しており、当連結会計年度の連結売上高に占める構成が18.7%、前期比50.2%増になるまでに成長しております。そのため、当社グループは、当該事業をさらに強化していくことで、安定した収益獲得を目指してまいります。

具体的には、マーケットの拡大も見込まれてはおりますが、総クライアント数の増加と大型契約のクライアント数の増加及びユーザー満足度の高い機能を追加することによるユーザーの購買行動の上昇等の施策を講じてまいります。

<eコマース事業>

eコマース事業は、現在20代～30代の女性を中心に全国100万人の会員数を誇りコスメECや新規ブランドとともに堅調に成長しております。当連結会計年度の連結売上高に占める構成が70.5%、前期比26.5%増と成長しており、当社グループの安定的な収益の基盤となっております。当社グループは人気インフルエンサーによる韓国ファッションのセレクトショップ『Isn't She?』韓国の化粧品や美容器具にEC販売の拡大を進めてまいります。

<海外事業>

海外事業は、連結売上高に占める構成が10.7%、前期比362.0%増と成長しており、海外向け『C CHANNEL』事業の運営、中国における美容EC及び美容メディア事業の運営等の成長に注力してまいります。

②積極的投資事業における選択と集中による事業の選別と早期収益化の実現

積極的投資事業については、当社グループとのシナジーが期待できない事業や収益化が困難と判断した事業については適時適切に処分することを検討してまいります。また、早期収益化の実現のため、当社グループの事業とシナジーのある他社と積極的に業務提携を締結すること等を通じて、事業の拡大を図ってまいります。

③資金調達や資金繰りの安定化

「第6 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表四半期連結財務諸表注記事項 (重要な後発事象)」に記載の通り、2020年3月13日開催の臨時株主総会において、第三者割当増資契約を決議し、2020年3月25日に払込手続きを完了しております。

④経費の削減

当社グループは、当社グループ事業の強みを確保した上で、引き続き、外注費等の売上原価、販売費及び一般管理費の削減に努め収益性の改善に注力してまいります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比 (%)
メディア事業 (千円)	1,394,767	150.2
eコマース事業 (千円)	5,257,464	126.5
海外事業 (千円)	800,053	462.0
合計 (千円)	7,452,285	141.7

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当連結会計年度において、販売実績に著しい変動がありました。これは前連結会計年度におきまして、上海露倩網絡信息有限公司を取得したことによるものであります。

4. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 知名度の向上

当社グループは、当社グループが運営する『C CHANNEL』の飛躍的な成長にとって、知名度の向上が必要であると考えております。当社グループでは、今後効率的かつ積極的な広報活動を推進することにより、サービス並びに当社グループ自体の認知度向上を継続的に目指していく方針です。

(2) 海外事業展開

当社グループは第3期にPT CCHANNEL MEDIA INDONESIAを買収し、第4期に中国に現地法人を立ち上げました。当社グループの成長を加速させる上で、海外における事業展開は必須であり、今後日本でのノウハウを生かしながらも、『C CHANNEL』を現地の環境、文化、ニーズに柔軟に対応して発展させ、海外におけるC CHANNEL事業の成功モデルを確立していくことが課題であります。

(3) システムセキュリティ管理体制

当社グループの展開する事業は、アプリケーションやウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であります。今後も市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

(4) 投稿審査体制の整備・強化

当社グループは、独自のガイドラインに則って自社制作の動画やクリッパーが投稿する動画の審査を行い、審査に通った動画のみを掲載しております。また、一般ユーザが投稿した動画につきましては、掲載後に審査を行い、内容やコメント等に問題があれば、適宜削除を実施しております。今後も中立な立場でユーザにとってより有意義な情報を提供し続けられるよう投稿審査体制の整備、強化、見直しを行っていく方針であります。

(5) 経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。また、今後当社グループの事業がグローバルに拡大していく中で、グループを横断した内部統制の整備、向上が必要不可欠と考えております。コーポレート・ガバナンスにも積極的に取り組むことで強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

① インターネット市場

当社グループの事業は、インターネットを通じて女性向け動画ライフスタイルメディア関連情報を提供しております。インターネット市場は、今後も成長が継続するものと考えておりますが、インターネットの利用に関する新たな法的規制等の導入やそのほか予期せぬ要因によって、インターネット利用者の順調な発展が今後阻害され、当該市場の動向に大きな変化が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 技術革新や顧客ニーズへの対応について

インターネット業界においては、急速な技術変化と水準向上が進んでおり、これに合わせてユーザのニーズが急速に変化しております。当社グループは、特にメディア事業において、競争力を維持するためには、急速な技術革新に適時対応していく必要があります。しかしながら、技術革新に適時対応することが遅れた場合等には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 通信ネットワークやコンピューターシステムについて

当社グループの事業は、モバイル端末やPC等のコンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績は深刻な影響を受けます。当社グループのコンピューターシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、不正アクセス等による情報漏洩等が生じた場合やコンピューターウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

④ モバイル端末のOS提供事業者への対応について

当社グループは、AndroidやiOSといったOS（オペレーティングシステム）を搭載したモバイル端末向けに事業を展開しておりますが、当該OSに関する事故等によってサービスが提供できなくなった場合、または当該OS上でサービスを提供する際にOS提供事業者により課される条件やルール等の変更に対応するために多大な支出が必要となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

① アプリの依存について

当社グループが展開する女性の「知りたい」を解決する動画ライフスタイルメディア『C CHANNEL』広告は、常にユーザに沿ったサービス内容、サイト構成、システム構築の改良を心がけておりますが、当社グループが行った改良がユーザに受け入れられないものであった場合や、他社のサービスが当社グループのサービスより利便性が高く、ユーザのニーズに対してより合致したサービスを先んじて開発された場合には、ユーザが離れ、当社グループの事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② サイト運営の健全性について

当社グループは、当社グループが運営する『C CHANNEL』アプリにおいて、ユーザーが動画を自由に投稿することが可能ですが、利用規約やガイドラインを策定し、サイト上に明示することによって、ユーザの適切な利用を促すよう努めております。また、当社グループとして容認できない誹謗中傷、いやがらせ、知的財産権の侵害及び社会道徳・公序良俗に反する内容等の不適切な投稿を発見した場合には、当該投稿を削除するなど、一定の規制を実施することにより、健全なサイト運営を維持しております。しかしながら、不適当な投稿や書き込みを当社グループが発見できなかった場合、あるいは発見が遅れた場合には、当社グループの運営するアプリに対するユーザの支持低下等が生じる可能性があります、当社グループの事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ e コマースについて

当社グループは、通信販売業者による広告を規制する「特定商取引」に関する法律に基づき、かかる広告の掲載に関する独自の基準を設定して自主規制をおこなっております。しかしながら、当社グループが運営するeコマースサイトでユーザとの間に重大なトラブルが発生した場合、規約や約款の内容にかかわらず、当社グループが法的責任を問われる可能性があるなど、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 新規事業展開について

当社グループは、事業の拡大のために、国内海外を問わず、子会社設立、合併事業の展開、買収等を行っていく可能性があります。これらの投資は、現在の事業規模と比較して多額となる可能性があります。また、新規事業を開始する場合には、予期せぬ要因等によって計画どおりに事業に展開できない可能性もあり、これらの要因が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、投資先の事業の状況が当社グループに与える影響や、新規事業が当社グループに与える影響を確実に予測することは困難であり、予期せぬ要因が発生した場合、投資の回収ができず、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 海外事業展開について

当社グループは、海外での事業展開と強化に経営資源を積極的に投入しております。しかしながら、グローバルな事業展開を行っていく上で、各国の法令、制度、政治・経済・社会情勢、文化・宗教・商慣習の違い、為替等をはじめとしたさまざまな潜在リスクが存在し、それらのリスクに対応ができない等により、事業推進が困難となった場合には、投資回収が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、海外グループ会社の現地通貨建てでの財務諸表を日本円に換算したうえで、連結財務諸表を作成しております。従って、為替相場の変動が当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 業務提携、M&Aについて

当社グループは、業務・資本提携、合併等を通じた事業の拡大に取り組んでおります。当社と連携先・合併先の持つ事業運営ノウハウ等を融合することにより、大きなシナジー効果を発揮することを目指しておりますが、当初見込んだ効果が発揮されない場合、またはこれらの提携先が解消された場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、事業の展開等が計画どおりに進まない場合、のれんの減損処理を行う必要があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) コンプライアンスに関するリスク

① 法規制について

当社グループの運営する各種サービスにおいて、「著作権法」「商標法」「不当景品類及び不当表示防止法」「特定商取引に関する法律」「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」「個人情報の保護に関する法律」等をはじめとする日本国内の各種法令及び当社グループの海外拠点における諸外国の法制度・法令に関して、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報の保護について

当社グループは、インターネット事業を通して各種の個人情報を保有しております。当社グループによる個人情報の取り扱いについては、日本において、「個人情報の保護に関する法律」が適用され、諸外国においては当該国の個人情報に関する法律が適用されます。当社グループは、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉えております。個人情報保護規程及び情報セキュリティ規程を制定し、個人情報を厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、個人情報の保護に関する法律及び関連法令並びに当社グループに適用されるガイドラインの遵守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。しかしながら、外部からの不正アクセスや内部的規定体制の瑕疵等により、個人情報が外部に流出した場合、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の低下等により、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 知的財産権について

当社グループは、運営するサイト等及びサービスの名称について必要に応じて商標登録をしております。当社グループが保有するそれらの知的財産の保護について、侵害されているおそれが生じた場合、顧問弁護士や特許

事務所などと連携し、必要な措置を講じてまいります。また、商標権などの知的財産権を取得する場合は、十分な検証を行い、他社の知的財産権を侵害しないよう慎重に対応してまいります。しかしながら、当社グループが第三者が保持する知的財産権等を侵害した場合には、当該第三者より損害賠償請求及び使用差止請求等を提訴される可能性ならびに当該知的財産権に関する対価の支払等が発生する可能性があるため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 組織体制に関するリスク

① 内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しております。当社グループでは、役職員等の内部関係者の不正行為等が発生しないよう、コンプライアンス規程を制定し、当社グループの役職員等が遵守すべき法令、ルールを定めており、内部監査等により遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生するといった事態が生じた場合、事業の急速な拡大により内部管理体制の構築が追いつかないという事態が生じる場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人員確保と育成について

当社グループは、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、競争力のあるサービスを提供していくための、当社の社風にあった優秀な人員の確保と育成が不可欠と考えております。そのため、当社グループは、事業展開の計画に合わせて優秀な人材の採用及び社員の教育を行っていく方針ですが、当社の求める人材を計画に合わせて確保できない場合、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である森川亮は、当社の創業者であり、創業以来代表取締役社長を務めております。同氏は、インターネット関連ビジネス及びメディア関連ビジネスに関する豊富な経験と知識を有しており、当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループにおいては、取締役会等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの代表取締役社長としての業務執行を継続することが困難となった場合には、現状においては当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 社歴が浅いことについて

当社グループは、2014年7月に設立された社歴の浅い会社であります。従って、期間業績比較を行うための十分な財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

(5) 配当政策について

当社グループは、利益還元につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

現時点では、当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等においては未定であります。

(6) 継続的な投資及び赤字計上について

当社グループは、継続的な成長のため海外展開の拡大と顧客数の増加及び優秀な人材獲得等の投資を積極的に進めてまいりました。当社のビジネスモデル上、継続的に当社サービスを利用する顧客を増加させることで収益を積み上げ、投資回収を図る形態のため、経営成績は赤字となっております。今後も引き続き、事業投資は実施していく予定ですが、一方で営業黒字を定常的に創出するべく、各事業セグメントの黒字化に注力してまいります。しかしながら、想定通りに効果が得られない場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 海外に関するリスク

当社グループは、当社グループの事業とシナジー効果があると考えられる現地パートナーとの間で業務提携を行い、業績の進捗状況の確認を行っております。当社グループの連結売上高に占める割合は軽微ですが、各国の規制・制度変更や外交関係の悪化、政変や経済情勢の悪化、為替レートの変動などのリスクが内在しております。海外における事業に関してこれらのリスクが顕在化した場合には、投資回収が遅れたり、予期せぬ費用が発生して、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害、感染症等のリスク

地震、風水害などの自然災害により社屋・事務所・設備・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社グループに直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

また、ウイルスなどの感染症等につきましては、新型インフルエンザやコロナウイルス等の感染症が想定を上回る規模で発生及び流行した場合、社会的な生産活動の停滞、日本市場の需要低下といった間接的な影響を受ける可能性があります。メディア事業においてはイベント自粛などに伴う広告宣伝費の減少、eコマース事業においては生産・物流の停止、海外事業においては現地パートナーの業績悪化など当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) その他について

① 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、各連結会計年度において営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失、マイナスの営業キャッシュ・フローとなっております。なお、当該重要事象等を改善するための対応等は、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（3）継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断いたしております。

② スtock・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、取締役、従業員等に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を導入しております。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は964,000株であり、発行済株式数の3.35%に相当します。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

③ 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社では、フィリップ証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2019年11月27日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場

合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

- a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面
 - (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - (b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出席者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り、乙はあらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は2,612,999千円で、前連結会計年度末に比べ1,563,978千円減少しております。主な変動要因は、現金及び預金1,358,110千円の減少、受取手形及び売掛金88,542千円の減少、商品及び製品80,800千円の減少などであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は1,688,574千円で、前連結会計年度末に比べ303,733千円減少しております。主な変動要因は、投資有価証券199,239千円の減少などであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は978,058千円で、前連結会計年度末に比べ186,049千円減少しております。主な変動要因は、支払手形及び買掛金94,910千円の減少などであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は549,415千円で、前連結会計年度末に比べ110,224千円増加しております。主な変動要因は、長期借入金137,480千円の増加などであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は2,774,100千円で、前連結会計年度末に比べ1,791,887千円減少しております。主な変動要因は、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失1,809,947千円による利益剰余金の減少などであります。

当第2四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

(流動資産)

当第2四半期連結会計期間末における流動資産の残高は3,001,991千円で、前連結会計年度末に比べ388,991千円増加しております。主な変動要因は、現金及び預金132,747千円の増加、受取手形及び売掛金69,740千円の増加、商品及び製品154,837千円の増加などであります。

(固定資産)

当第2四半期連結会計期間末における固定資産の残高は1,517,101千円で、前連結会計年度末に比べ171,473千円減少しております。主な変動要因は、のれん35,673千円の減少、投資有価証券97,334千円の減少などであります。

(流動負債)

当第2四半期連結会計期間末における流動負債の残高は1,121,793千円で、前連結会計年度末に比べ143,735千円増加しております。主な変動要因は、支払手形及び買掛金144,109千円の増加などであります。

(固定負債)

当第2四半期連結会計期間末における固定負債の残高は597,087千円で、前連結会計年度末に比べ47,672千円増加しております。主な変動要因は、長期借入金57,128千円の増加などであります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産の残高は2,800,211千円で、前連結会計年度末に比べ26,111千円増加しております。主な変動要因は、資本金459,600千円の増加、資本剰余金462,951千円の増加、当第2四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損失872,792千円による利益剰余金の減少、為替換算調整勘定15,547千円の減少などであります。

当第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

（流動資産）

当第3四半期連結会計期間末における流動資産の残高は2,768,126千円で、前連結会計年度末に比べ155,126千円増加しております。主な変動要因は、商品及び製品181,227千円の増加などであります。

（固定資産）

当第3四半期連結会計期間末における固定資産の残高は1,383,503千円で、前連結会計年度末に比べ305,070千円減少しております。主な変動要因は、有形固定資産の増加49,003千円の減少、のれん135,927千円の減少、投資有価証券108,406千円の減少などであります。

（流動負債）

当第3四半期連結会計期間末における流動負債の残高は1,120,314千円で、前連結会計年度末に比べ142,256千円増加しております。主な変動要因は、支払手形及び買掛金56,328千円の増加、短期借入金10,890千円の増加、1年内返済予定の長期借入金20,707千円、未払法人税等36,248千円の増加などであります。

（固定負債）

当第3四半期連結会計期間末における固定負債の残高は572,651千円で、前連結会計年度末に比べ23,236千円増加しております。主な変動要因は、社債10,000千円の減少、長期借入金30,364千円の増加などであります。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産の残高は2,458,663千円で、前連結会計年度末に比べ315,436千円減少しております。主な変動要因は、資本金459,600千円の増加、資本剰余金462,951千円の増加、当第3四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損失1,224,611千円による利益剰余金の減少、為替換算調整勘定10,538千円の減少などであります。

（3）経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載の通りであります。

（4）キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

（5）運転資本

上場予定日（2020年5月25日）から12か月間の運転資本は、自己資金で十分であると認識しております。

（6）経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

（7）継続企業の前提に関する重要事象等の対応策

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】（8）その他について ①継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、損益状況や資金繰りに関して、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

ただし、「第3【事業の状況】1【業績等の概況】（3）継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための改善策を実施していることから、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は38,053千円であり、その主なものをセグメントごとに示すと、次のとおりです。
なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

(1) メディア事業

当連結会計年度の主な設備投資は、パソコンなどの通信機器を中心とする総額16,310千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

(2) eコマース事業

当連結会計年度の主な設備投資は、内装工事等を中心とする総額7,730千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

(3) 海外事業

当連結会計年度の主な設備投資は、パソコンなどの通信機器や内装工事等を中心とする総額14,012千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 (東京都港区)	全社	本社事務所	170,966	51,942	13,313	236,223	164 (116)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェアであります。

4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	全社	本社事務所	143,587

5. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
株式会社 マキシム	本社 (兵庫県神戸市 中央区)	eコマース事業	本社事務所 他4店舗	27,208	5,871	—	33,079	58 (29)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	施設の内容	年間賃借料 (千円)
株式会社マキシム	本社 (兵庫県神戸市中央区)	eコマース事業	本社事務所	20,312

4. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しています。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2019年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2020年4月20日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	100,000,000	71,278,000	8,300	28,722,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
A種優先株式	—	—	4,040	—	—	—
B種優先株式	—	—	4,150	—	—	—
C種優先株式	—	—	7,700	—	—	—
D種優先株式	—	—	2,507	—	—	—
E種優先株式	—	—	—	—	—	—
計	100,000,000	71,278,000	26,697	28,722,000	—	—

(注) 1. 2020年2月19日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項の取得の条項を満たしたことにより、2020年3月5日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月5日付で消却しております。なお、当社は2020年3月13日開催の臨時株主総会により、2020年3月26日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。発行済株式総数は28,693,278株増加し、28,722,000株となっております。また、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権（2015年2月23日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年3月31日)
新株予約権の数（個）	35	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	350	350,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5,000	5
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2024年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 5,000 資本組入額 2,500	発行価格 5 資本組入額 3
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する には取締役会の承認を受 けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末日現在10株、公表日の前月末現在10,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第2回新株予約権（2015年2月23日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年3月31日)
新株予約権の数（個）	12	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	120	120,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5,000	5
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2024年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 5,000 資本組入額 2,500	発行価格 5 資本組入額 3
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する には取締役会の承認を受 けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末日現在は10株、公表日の前月末現在は10,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

以下の場合は権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権の全部または一部について、当社が別に定める日が到来したときに無償で取得することができる。

第3回新株予約権（2015年2月23日臨時株主総会決議及び2016年1月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年3月31日)
新株予約権の数（個）	16	4
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	160	40,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5,000	5
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2024年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 5,000 資本組入額 2,500	発行価格 5 資本組入額 3
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する には取締役会の承認を受 けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末日現在は10株、公表日の前月末現在は10,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。
- (2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。
 - ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 - ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違反した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第4回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2016年6月23日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年3月31日)
新株予約権の数（個）	125	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	45
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	125	75,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450,000	450
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 450,000 資本組入額 225,000	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末日現在は1株、公表日の前月末現在は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。
- (2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。
 - ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 - ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違反した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第5回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2016年6月23日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年3月31日)
新株予約権の数（個）	18	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18	18,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450,000	450
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 450,000 資本組入額 225,000	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末日現在は1株、公表日の前月末現在は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- （1）新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。
- （2）また、以下の場合は権利を喪失するものとする。
 - ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 - ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違反した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第6回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2017年4月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年3月31日)
新株予約権の数（個）	15	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15	15,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450,000	450
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 450,000 資本組入額 225,000	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する には取締役会の承認を受 けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末日現在は1株、公表日の前月末現在は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

以下の場合は権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第7回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2017年5月25日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年3月31日)
新株予約権の数（個）	5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5	5,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450,000	450
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 450,000 資本組入額 225,000	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する には取締役会の承認を受 けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末日現在は1株、公表日の前月末現在は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。
- (2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。
 - ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 - ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違反した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第8回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2016年6月23日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年3月31日)
新株予約権の数（個）	91	67
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	27
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	91	67,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450,000	450
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 450,000 資本組入額 225,000	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する には取締役会の承認を受 けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末日現在は1株、公表日の前月末現在は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- （1）新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。
- （2）また、以下の場合は権利を喪失するものとする。
 - ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 - ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違反した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第9回新株予約権（2018年3月27日臨時株主総会決議及び2018年4月19日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年3月31日)
新株予約権の数（個）	180	112
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	32
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	180	112,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	700,000	700
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 700,000 資本組入額 350,000	発行価格 700 資本組入額 350
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する には取締役会の承認を受 けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末日現在は1株、公表日の前月末現在は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（1）新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

（2）また、以下の場合には権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第10回新株予約権（2018年3月27日臨時株主総会決議及び2019年3月20日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年3月31日)
新株予約権の数（個）	128	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	47
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	128	128,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	700,000	700
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 700,000 資本組入額 350,000	発行価格 700 資本組入額 350
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する には取締役会の承認を受 けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末日現在は1株、公表日の前月末現在は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（1）新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

（2）また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違反した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第11回新株予約権（2018年3月27日臨時株主総会決議及び2019年3月20日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年3月31日)
新株予約権の数（個）	34	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	34	34,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	700,000	700
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 700,000 資本組入額 350,000	発行価格 700 資本組入額 350
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する には取締役会の承認を受 けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末日現在は1株、公表日の前月末現在は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（1）新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員に地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

（2）また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違反した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

- (3) 【M S C B等の行使状況等】
該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2016年6月22日 (注) 1	普通株式 7,470 A種優先株式 3,636 B種優先株式 3,735	普通株式 8,300 A種優先株式 4,040 B種優先株式 4,150	—	1,207,750	—	1,206,250
2016年12月16日 (注) 2	C種優先株式 7,700	普通株式 8,300 A種優先株式 4,040 B種優先株式 4,150 C種優先株式 7,700	2,502,500	3,710,250	2,502,500	3,708,750
2018年3月30日 (注) 3	D種優先株式 2,507	普通株式 8,300 A種優先株式 4,040 B種優先株式 4,150 C種優先株式 7,700 D種優先株式 2,507	877,450	4,587,700	877,450	4,586,200
2019年6月26日 (注) 4	E種優先株式 25	普通株式 8,300 A種優先株式 4,040 B種優先株式 4,150 C種優先株式 7,700 D種優先株式 2,507 E種優先株式 25	10,000	4,597,700	10,000	4,596,200
2019年6月28日 (注) 5	E種優先株式 874	普通株式 8,300 A種優先株式 4,040 B種優先株式 4,150 C種優先株式 7,700 D種優先株式 2,507 E種優先株式 899	349,600	4,947,300	349,600	4,945,800

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2019年 7 月 31 日 (注) 6	E 種優先株式 250	普通株式 8,300 A 種優先株式 4,040 B 種優先株式 4,150 C 種優先株式 7,700 D 種優先株式 2,507 E 種優先株式 1,149	100,000	5,047,300	100,000	5,045,800
2020年 3 月 5 日 (注) 7	普通株式 19,546	普通株式 27,846 A 種優先株式 4,040 B 種優先株式 4,150 C 種優先株式 7,700 D 種優先株式 2,507 E 種優先株式 1,149	—	5,047,300	—	5,045,800
2020年 3 月 5 日 (注) 8	A 種優先株式 △4,040 B 種優先株式 △4,150 C 種優先株式 △7,700 D 種優先株式 △2,507 E 種優先株式 △1,149	普通株式 27,846	—	5,047,300	—	5,045,800
2020年 3 月 25 日 (注) 9	普通株式 876	普通株式 28,722	350,400	5,397,700	350,400	5,396,200
2020年 3 月 26 日 (注) 10	普通株式 28,693,278	普通株式 28,722,000	—	5,397,700	—	5,396,200

(注) 1. 株式分割

2016年 6 月 22 日の株主名簿に記録された株主に対し、分割比率を 1 : 10 として分割いたしました。

2. 有償第三者割当

割当先 ソフトバンクグループ株式会社
発行価格 650,000円
資本組入額 325,000円

3. 有償第三者割当

割当先 LC Fund VII, L.P.、LC Parallel Fund VII, L.P.、Amazing Founder Limited、株式会社ド
リームインキュベータ、HIGHSINO GROUP LIMITED、MSIVC2016V投資事業有限責任組合、N V
C C 8 号投資事業有限責任組合、みずほ成長支援第 2 号投資事業有限責任組合
発行価格 700,000円
資本組入額 350,000円

4. 有償第三者割当

割当先 JR Cap LLC

- | | |
|-------|----------|
| 発行価格 | 800,000円 |
| 資本組入額 | 400,000円 |
5. 有償第三者割当
- | | |
|-------|---|
| 割当先 | A B C ドリームファンド2号投資事業有限責任組合、V L I 新ベンチャー育成投資事業組合、ナントC V C 2号投資事業有限責任組合、価値共創ベンチャー2号有限責任事業組合、株式会社セラク、株式会社 博報堂D Yメディアパートナーズ |
| 発行価格 | 800,000円 |
| 資本組入額 | 400,000円 |
6. 有償第三者割当
- | | |
|-------|-----------------------------|
| 割当先 | SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合 |
| 発行価格 | 800,000円 |
| 資本組入額 | 400,000円 |
7. 2020年2月19日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項の取得の条項を満たしたことにより、2020年3月5日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。
8. 当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月5日付で消却しております。
9. 有償第三者割当
- | | |
|-------|---|
| 割当先 | ソフトバンク株式会社、フロンティア株式会社、ディクスホールディングス株式会社、アシックス・ベンチャーズ株式会社 |
| 発行価格 | 800,000円 |
| 資本組入額 | 400,000円 |
10. 株式分割
- 2020年3月26日の株主名簿に記録された株主に対し、分割比率を1：1,000として分割いたしました。

(6) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	32	5	－	3	40	－
所有株式数（単元）	－	－	－	265,500	13,820	－	7,900	287,220	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	92.44	4.81	－	2.75	100	－

（注）2020年3月26日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 28,722,000	287,220	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	28,722,000	—	—
総株主の議決権	—	287,220	—

（注）1. 2020年2月19日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項の取得の条項を満たしたことにより、2020年3月5日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月5日付で消却しております。なお、当社は、2020年3月13日開催の臨時株主総会により、3月26日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、完全議決権株式数（その他）及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ28,722,000株となっております。また、同日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2015年2月23日（臨時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第2回新株予約権

決議年月日	2015年2月23日（臨時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第3回新株予約権

決議年月日	2015年2月23日（臨時株主総会決議）及び2016年1月27日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第4回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2016年6月23日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第5回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2016年6月23日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第6回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2017年4月27日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第7回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2017年5月25日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第8回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2016年6月23日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 16名 子会社取締役 2名 子会社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第9回新株予約権

決議年月日	2018年3月27日（臨時株主総会決議）及び2018年4月19日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 27名 子会社取締役 2名 子会社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第10回新株予約権

決議年月日	2018年3月27日（臨時株主総会決議）及び2019年3月20日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第11回新株予約権

決議年月日	2018年3月27日（臨時株主総会決議）及び2019年3月20日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 子会社取締役 1名 子会社従業員 4名 事業協力者 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
最近事業年度における取得自己株式 (2018年1月1日～2019年12月31日)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 4,040 B種優先株式 4,150 C種優先株式 7,700 D種優先株式 2,507 E種優先株式 1,149	—

(注) 2020年2月19日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項の取得の条項を満たしたことにより、2020年3月5日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月5日付で消却しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 4,040 B種優先株式 4,150 C種優先株式 7,700 D種優先株式 2,507 E種優先株式 1,149	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式	—	—	—	—

(注) 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月5日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを消却しております。

3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けしておりますが、創業して間もないことから、将来の事業展開と経営体質の強化のため内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性10名 女性一名（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	森川 亮	1967年1月13日	1989年4月 日本テレビ放送網株式会社（現日本テレビホールディングス株式会社） 入社 2000年2月 ソニー株式会社 入社 2003年5月 ハンゲームジャパン株式会社（現LINE株式会社） 入社 2007年10月 ネイバージャパン株式会社（現LINE株式会社） 代表取締役 2014年7月 当社 代表取締役社長（現任） 2015年4月 株式会社マネーフォワード 取締役 2015年4月 株式会社ネオキャリア 取締役 2015年4月 ナイル株式会社 取締役 2015年4月 トークノート株式会社 取締役 2015年4月 株式会社ネクスト（現株式会社LIFULL） 取締役 2015年4月 株式会社AWSホールディングス（現株式会社ubicomホールディングス） 取締役 2015年4月 アイエント株式会社 取締役 2015年4月 Rodeo Interactive株式会社 取締役 2015年4月 株式会社U X F（現株式会社THE CROSS） 取締役 2015年4月 Sansan株式会社 取締役 2016年1月 スカイランドベンチャーズ株式会社 取締役 2016年4月 株式会社ストライプインターナショナル 取締役 2016年11月 PT Media Makmur（現PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA） 取締役（現任） 2017年7月 株式会社マキシム 取締役（現任） 2017年7月 C CHANNEL Korea Company Ltd. 取締役 2017年9月 mysta株式会社 代表取締役（現任） 2017年12月 C Channel Taiwan Corporation 董事 2018年3月 C Channel (Thailand) Co., Ltd. 取締役 2018年7月 上海露倩網絡信息有限公司 董事（現任） 2020年2月 ネクストフューチャー合同会社 代表社員（現任）	(注) 3	(注) 7	6, 150, 000
取締役	—	三枝 孝臣	1966年8月19日	1989年4月 日本テレビ放送網株式会社（現日本テレビホールディングス株式会社） 入社 2015年7月 当社 取締役就任（現任） 2015年7月 株式会社アブリオ 代表取締役 2015年11月 株式会社ハウフルス 取締役 2017年9月 mysta株式会社 取締役（現任）	(注) 3	(注) 7	2, 150, 000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	—	渡邊 康司	1967年10月3日	1990年4月 2004年7月 2006年7月 2006年11月 2009年4月 2009年7月 2011年5月 2018年4月 2018年9月 2018年10月 2018年11月 2019年6月	株式会社読売広告社 入社 ゼニスオプティメディア中国 入社 グループエム・ジャパン株式会社 入社 同社 M E C ジャパン マネージングディレクター 同社 C O O 就任 同社 代表取締役 C O O 就任 同社 代表取締役 C E O 就任 同社 代表取締役エグゼクティブアドバイザー就任 当社 入社 当社 執行役員広告事業部長就任 当社 取締役就任 (現任) C Channel (Thailand) Co., Ltd. 取締役 (現任)	(注) 3	(注) 7	—
取締役	C F O	馬 宏宏	1968年5月28日	1995年7月 1998年11月 2003年4月 2003年10月 2007年5月 2008年1月 2012年6月 2013年3月 2013年4月 2014年3月 2015年12月 2017年5月 2018年9月 2019年5月 2019年5月	ブライスウォーターハウスクアラルンプール 入社 (現 ブライスウォーターハウスクーパースクアラルンプール) 公認会計士 (マレーシア) 登録 プロクター・アンド・ギャンブル株式会社 入社 オグルヴィ・アンド・メイザージャパン株式会社 (現 ジオメトリー・オグルヴィ・ジャパン合同会社) 入社 ビージーエムホールディングス株式会社 入社 オグルヴィ・アンド・メイザージャパン株式会社 (現 ジオメトリー・オグルヴィ・ジャパン合同会社) (復職) オグルヴィ・パブリック・リレーションズ・ワールドワイド・ジャパン株式会社 監査役 ソーホー・スクエア・ジャパン株式会社 代表取締役 The&Partnership株式会社 代表取締役 デビッド・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役 ベイツ アジア ジャパン合同会社 職務執行者 デザイン・ダイレクト・トウキョウ合同会社 職務執行者 埼玉大学 博士 (経営学) 当社 入社 当社 取締役 C F O 就任 (現任)	(注) 3	(注) 7	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	—	榛葉 淳	1962年11月15日	1985年4月 2000年4月 2001年1月 2007年6月 2008年5月 2012年6月 2015年4月 2015年5月 2015年9月 2017年4月 2017年4月 2017年4月 2017年4月 2017年9月 2017年10月 2018年6月	ソフトバンク株式会社 入社 同社 執行役員 同社 取締役 同社 取締役常務執行役員 福岡ソフトバンクホークス株式会 社 取締役（現任） ソフトバンク株式会社 取締役専 務執行役員 同社 専務取締役 サイバーユニバーシティ株式会社 取締役 S Bパワー株式会社 取締役（現 任） ソフトバンク株式会社 代表取締 役副社長執行役員兼COO（現 任） ソフトバンク・ペイメント・サー ビス株式会社（現 S Bペイメン トサービス株式会社） 代表取締 役兼CEO（現任） 株式会社Tポイント・ジャパン 取締役（現任） スポーツライブエンターテインメ ント株式会社 取締役 mysta株式会社 取締役 当社 取締役（現任） PayPay株式会社 取締役（現任）	(注) 3	(注) 7	—
取締役	—	朴 煥成	1973年7月16日	2001年5月 2005年9月 2018年6月	アクセント株式会社 入社 Legend Capital Management Co., Ltd. Managing Director（現 任） 当社 取締役（現任）	(注) 3	(注) 7	—
取締役	—	金井 高志	1963年1月24日	1986年10月 1987年4月 1989年4月 1989年4月 1996年10月 2004年4月 2012年4月 2012年8月 2013年7月 2015年4月 2015年10月 2017年11月 2019年6月	司法試験 合格 高裁判所司法研修所 入所 中川合同法律事務所（現：クリフ ォードチャンス法律事務所） 入 所 弁護士 登録 フランテック法律事務所 設立 （現任） 慶應義塾大学大学院法務研究科 非常勤講師 日本リスクマネジャー&コンサル タント協会 顧問 株式会社エポック・ジャパン 社 外監査役 LINE株式会社 社外監査役 武蔵野大学法学部法律学科 特任 教授 東京圏雇用労働相談センター運営 推進会議（内閣府） 委員 CLICK TECH 株式会社 社外取締 役 当社 取締役（現任）	(注) 3	(注) 7	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	石井 龍夫	1956年12月 8 日	1980年 3 月	花王石鹼株式会社（現花王株式会社） 入社	(注) 4	(注) 7	—
				2000年 4 月	同社 ビューティケア事業本部事業企画部部長			
				2003年 7 月	同社 メディア部門インターネット推進室長			
				2004年 1 月	同社 作成部門インターネット推進室長			
				2006年 4 月	同社 作成部門W e b 作成部長			
				2006年 4 月	花王映像制作株式会社 監査役			
				2010年 5 月	花王クリエイティブハウス株式会社 代表取締役社長			
				2012年 4 月	花王株式会社 メディア企画部門デジタルコミュニケーションセンター長			
				2014年 4 月	同社 マーケティング開発部門デジタルマーケティングセンター長			
				2017年 6 月	当社 監査役（現任）			
監査役	—	上野 亨	1973年 8 月14日	1997年 4 月	ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社） 入社	(注) 4	(注) 7	—
				1999年 5 月	ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンクテレコム株式会社） 転籍			
				2002年 6 月	イー・トレード証券株式会社（現株式会社S B I 証券） 転籍			
				2015年 2 月	株式会社うえる 代表取締役（現任）			
				2015年11月	当社 監査役（現任）			
				2016年 8 月	株式会社Payment Technology 代表取締役（現任）			
監査役	—	大下 泰高	1970年 8 月16日	1995年 4 月	原弘行司法書士事務所 入所	(注) 4	(注) 7	—
				1998年 4 月	ファースイト公認会計士事務所 入所			
				1999年 7 月	大下司法書士事務所 開設			
				2001年 2 月	有限会社ベンチャースタートアップ設立 代表取締役就任（現任）			
				2001年 3 月	エフエー・ドットコム株式会社（現エフエーストック株式会社）取締役			
				2005年 3 月	NH N J a p a n株式会社（現L I N E株式会社）監査役			
				2006年 5 月	(株)株式会社AWS 監査役			
				2013年11月	司法研修所 入所			
				2014年12月	司法修習 終了			
				2014年12月	大下法律事務所 開設（現任）			
				2014年12月	株式会社AWS ホールディングス（現 株式会社U b i c o mホールディングス）社外監査役（現任）			
				2015年 2 月	ホライズン株式会社 監査役			
				2016年 9 月	株式会社TimeTree 社外監査役（現任）			
				2017年 6 月	株式会社アイ・ピー・エス 社外監査役就任			
				2018年 3 月	当社 監査役（現任）			
				2018年 6 月	株式会社エーアイエス 監査役就任（現任）			
計								8, 300, 000

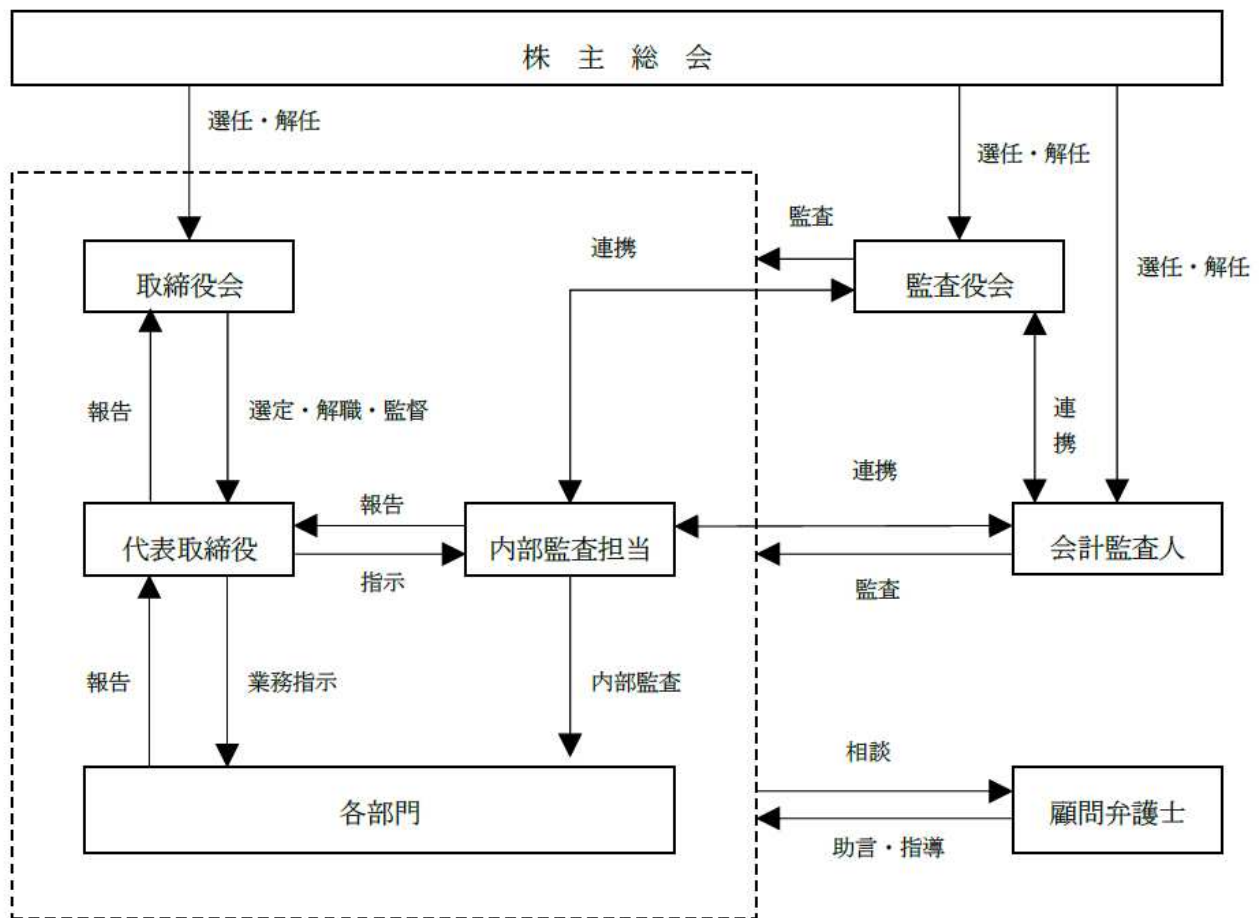
- (注) 1. 取締役 榛葉淳、朴煖成及び金井高志は、社外取締役であります。
2. 監査役 石井龍夫、上野亨及び大下泰高は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2020年3月13日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2020年3月13日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長森川亮の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるONE STEP株式会社が所有する株式数を含んでおります。
6. 取締役三枝孝臣の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社I W A I が所有する株式数を含んでおります。
7. 2019年3月期における役員報酬の総額は53,778千円を支給しております。
8. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。

執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

執行役員	事業本部長	丹羽 歩
執行役員	経営企画本部長	峯岸 亮
執行役員	開発部長	小野 邦智
執行役員	人事総務部長	近藤 幸子

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、継続企業として収益を拡充し、株主利益を最大化するためには、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠なものと認識しております。具体的には、取締役会、監査役会、内部監査及び会計監査人を通じて、適法性の確保及び不正防止のための体制、リスク管理体制及びタイムリーなディスクロージャー体制の確立等を行っております。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、7名の取締役（うち社外取締役3名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、定例監査役会を月1回開催するほか、必要がある場合に臨時監査役会を開催しております。また、監査役会は、監査計画の策定、監査に関する諸規程の制定、監査業務の分担等の決定及び監査報告作成の協議等を行っており、加えて、監査役相互の情報連絡を確認する場としても機能しております。

なお、監査役3名は、いずれも社外監査役であります。

ハ. 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。業務を執行した公認会計

士は前田啓及び坂井知倫の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士9名その他5名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、内部監査担当者が主管として、業務を監査しております。つぎに内部監査担当者の監査は、業務部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管として内部監査担当者が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は11名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑦ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑩ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑫ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑬ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は3名及び社外監査役は3名を選任しております。

社外取締役榛葉淳氏の兼務先でありますソフトバンク株式会社は当社の大株主であります。

同氏は、長年企業経営者として培った経験と高い見識を有しておられ、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただきたく、社外取締役として招聘しております。

社外取締役朴煥成氏につきましては、他社において豊富な経験と幅広い知識を有しておられ、当社の経営に生かすための助言提言をいただきたく、社外取締役として招聘しております。

社外取締役金井高志氏につきましては、弁護士として培った経験・識見を有しており、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられ、当社の経営に生かすための助言提言をいただきたく、社外取締役として招聘しております。

社外取締役朴煥成氏、金井高志氏と当社との間には人的関係、資本的关系、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役石井龍夫氏、上野亨氏、大下泰高氏は、当社との間には人的関係、資本的关系、または、取引関係その他の利害関係はありません。3名は、長年の企業経営や監査実務の経験から培われた優れた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かすとともに、公平・中立な立場から経営を監査・監督していただくため、社外監査役として選任しております。

社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を強化しており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑭ 役員の報酬等

a. 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	43,978	43,978	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	9,800	9,800	—	—	4

b. 発行者の役員ごとの連結報酬の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項のうち重要なものはありません。

d. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員の報酬等につきましては、株主総会で承認された報酬額の範囲内において、取締役については取締役会で、監査役については監査役協議によりそれぞれ決定しております。

e. 期末現在の人員数は取締役7名、監査役3名であります。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	19,000	—
計	19,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

株式上場を目指すにあたって、当該監査法人が株式公開の実績、経験豊富な公認会計士を多数有し、万全の体制を備えていること、及び当社グループのビジネスへの理解を勘案し、当該監査法人を選定いたしました。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の第2四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社の第3四半期連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

3 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。
- (3) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

4 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応する事ができる体制を整備するため、監査法人及び専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加等積極的な情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,509,962	1,151,852
受取手形及び売掛金	813,025	724,483
商品及び製品	633,752	552,951
仕掛品	9,942	12,341
貯蔵品	7,664	12,217
未収消費税等	99,481	16,464
その他	106,928	165,697
貸倒引当金	△3,780	△23,007
流動資産合計	4,176,978	2,612,999
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	218,194	199,224
工具、器具及び備品（純額）	89,198	71,090
その他（純額）	1,118	—
有形固定資産合計	※1 308,511	※1 270,315
無形固定資産		
のれん	881,898	825,614
その他	20,364	16,321
無形固定資産合計	902,262	841,935
投資その他の資産		
投資有価証券	500,000	※2 300,760
長期未収入金	67,016	67,016
敷金及び保証金	215,057	239,382
繰延税金資産	46,893	9,815
その他	19,582	26,364
貸倒引当金	△67,016	△67,016
投資その他の資産合計	781,533	576,323
固定資産合計	1,992,308	1,688,574
資産合計	6,169,286	4,301,574

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	416,041	321,130
1年内償還予定の社債	30,000	25,000
1年内返済予定の長期借入金	110,598	168,346
未払金	298,211	315,011
未払法人税等	82,387	30,801
賞与引当金	12,232	13,096
ポイント引当金	88,720	7,078
その他	125,917	97,593
流動負債合計	1,164,107	978,058
固定負債		
社債	45,000	20,000
長期借入金	311,045	448,525
資産除去債務	64,731	64,901
繰延税金負債	15,167	14,090
その他	3,246	1,897
固定負債合計	439,190	549,415
負債合計	1,603,298	1,527,473
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,587,700	4,587,700
資本剰余金	4,586,200	4,586,200
利益剰余金	△4,767,630	△6,577,578
株主資本合計	4,406,269	2,596,321
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△2,792	△8,884
その他の包括利益累計額合計	△2,792	△8,884
非支配株主持分	162,511	186,663
純資産合計	4,565,988	2,774,100
負債純資産合計	6,169,286	4,301,574

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,284,600
受取手形及び売掛金	794,224
商品及び製品	707,789
仕掛品	8,633
貯蔵品	11,294
その他	225,047
貸倒引当金	△29,597
流動資産合計	3,001,991
固定資産	
有形固定資産	239,785
無形固定資産	
のれん	789,941
その他	15,236
無形固定資産合計	805,177
投資その他の資産	
投資有価証券	203,426
長期未収入金	67,016
敷金及び保証金	230,423
繰延税金資産	9,258
その他	29,030
貸倒引当金	△67,016
投資その他の資産合計	472,137
固定資産合計	1,517,101
資産合計	4,519,092

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(2019年9月30日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	465,240
1年内償還予定の社債	20,000
1年内返済予定の長期借入金	193,218
未払金	293,237
未払法人税等	59,196
賞与引当金	19,440
ポイント引当金	8,713
その他	62,745
流動負債合計	1,121,793
固定負債	
社債	10,000
長期借入金	505,653
資産除去債務	64,987
繰延税金負債	13,552
その他	2,895
固定負債合計	597,087
負債合計	1,718,880
純資産の部	
株主資本	
資本金	5,047,300
資本剰余金	5,049,151
利益剰余金	△7,450,371
株主資本合計	2,646,080
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△24,431
その他の包括利益累計額合計	△24,431
非支配株主持分	178,563
純資産合計	2,800,211
負債純資産合計	4,519,092

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,104,243
受取手形及び売掛金	734,418
商品及び製品	734,179
仕掛品	6,486
貯蔵品	9,926
その他	206,570
貸倒引当金	△27,698
流動資産合計	2,768,126
固定資産	
有形固定資産	221,311
無形固定資産	
のれん	689,687
その他	14,308
無形固定資産合計	703,995
投資その他の資産	
投資有価証券	192,354
長期未収入金	67,016
敷金及び保証金	228,126
繰延税金資産	8,702
その他	29,012
貸倒引当金	△67,016
投資その他の資産合計	458,196
固定資産合計	1,383,503
資産合計	4,151,630

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2019年12月31日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	377,459
短期借入金	10,890
1年内償還予定の社債	20,000
1年内返済予定の長期借入金	189,053
未払金	356,285
未払法人税等	67,049
賞与引当金	4,754
ポイント引当金	11,951
その他	82,871
流動負債合計	1,120,314
固定負債	
社債	10,000
長期借入金	478,889
資産除去債務	65,029
繰延税金負債	13,282
その他	5,450
固定負債合計	572,651
負債合計	1,692,966
純資産の部	
株主資本	
資本金	5,047,300
資本剰余金	5,049,151
利益剰余金	△7,802,189
株主資本合計	2,294,261
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△19,423
その他の包括利益累計額合計	△19,423
非支配株主持分	183,825
純資産合計	2,458,663
負債純資産合計	4,151,630

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	5,258,104	7,452,285
売上原価	※1 2,999,907	※1 4,157,795
売上総利益	2,258,197	3,294,490
販売費及び一般管理費	※2 4,426,785	※2 4,803,379
営業損失(△)	△2,168,587	△1,508,888
営業外収益		
受取利息	356	716
為替差益	—	11,095
助成金収入	—	5,401
その他	4,564	3,961
営業外収益合計	4,920	21,174
営業外費用		
支払利息	5,842	9,129
株式交付費	20,046	—
貸倒引当金繰入額	67,016	—
為替差損	14,349	—
持分法による投資損失	—	199,239
その他	2,594	7,543
営業外費用合計	109,849	215,911
経常損失(△)	△2,273,516	△1,703,625
特別損失		
固定資産除売却損	※3 6,559	※3 745
減損損失	—	※4 8,087
特別損失合計	6,559	8,832
税金等調整前当期純損失(△)	△2,280,076	△1,712,458
法人税、住民税及び事業税	53,743	38,065
法人税等調整額	1,633	36,001
法人税等合計	55,376	74,066
当期純損失(△)	△2,335,452	△1,786,525
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△21,217	23,422
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△2,314,235	△1,809,947

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純損失(△)	△2,335,452	△1,786,525
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△2,415	△6,607
その他の包括利益合計	※ △2,415	※ △6,607
包括利益	△2,337,867	△1,793,132
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△2,317,209	△1,816,039
非支配株主に係る包括利益	△20,658	22,906

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
売上高	3,630,740
売上原価	2,059,093
売上総利益	1,571,646
販売費及び一般管理費	※ 2,288,374
営業損失(△)	△716,728
営業外収益	
受取利息	217
助成金収入	3,846
その他	5,774
営業外収益合計	9,838
営業外費用	
支払利息	4,387
株式交付費	4,258
為替差損	5,251
持分法による投資損失	97,334
その他	2,534
営業外費用合計	113,767
経常損失(△)	△820,656
特別損失	
固定資産除売却損	16,639
減損損失	2,401
特別損失合計	19,040
税金等調整前四半期純損失(△)	△839,697
法人税、住民税及び事業税	31,011
法人税等調整額	18
法人税等合計	31,030
四半期純損失(△)	△870,728
非支配株主に帰属する四半期純利益	2,064
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△872,792

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
四半期純損失(△)	△870,728
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△22,360
その他の包括利益合計	△22,360
四半期包括利益	△893,088
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△888,340
非支配株主に係る四半期包括利益	△4,748

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
売上高	5,751,691
売上原価	3,152,939
売上総利益	2,598,751
販売費及び一般管理費	3,623,991
営業損失(△)	△1,025,239
営業外収益	
受取利息	281
為替差益	2,127
助成金収入	6,346
その他	7,034
営業外収益合計	15,790
営業外費用	
支払利息	6,706
株式交付費	4,656
持分法による投資損失	108,406
その他	3,174
営業外費用合計	122,944
経常損失(△)	△1,132,392
特別損失	
固定資産除売却損	16,667
減損損失	11,268
特別損失合計	27,935
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,160,328
法人税、住民税及び事業税	59,477
法人税等調整額	304
法人税等合計	59,781
四半期純損失(△)	△1,220,110
非支配株主に帰属する四半期純利益	4,500
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△1,224,611

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純損失(△)	△1,220,110
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△14,478
その他の包括利益合計	△14,478
四半期包括利益	△1,234,589
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,235,150
非支配株主に係る四半期包括利益	560

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	3,710,250	3,708,750	△2,453,395	4,965,604
当期変動額				
新株の発行	877,450	877,450	—	1,754,900
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△2,314,235	△2,314,235
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	877,450	877,450	△2,314,235	△559,335
当期末残高	4,587,700	4,586,200	△4,767,630	4,406,269

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	181	181	3,386	4,969,172
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	1,754,900
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	—	△2,314,235
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,973	△2,973	159,124	156,150
当期変動額合計	△2,973	△2,973	159,124	△403,184
当期末残高	△2,792	△2,792	162,511	4,565,988

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	4,587,700	4,586,200	△4,767,630	4,406,269
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△1,809,947	△1,809,947
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△1,809,947	△1,809,947
当期末残高	4,587,700	4,586,200	△6,577,578	2,596,321

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△2,792	△2,792	162,511	4,565,988
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	—	△1,809,947
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,091	△6,091	24,151	18,060
当期変動額合計	△6,091	△6,091	24,151	△1,791,887
当期末残高	△8,884	△8,884	186,663	2,774,100

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△2,280,076	△1,712,458
減価償却費	52,626	69,584
減損損失	—	8,087
のれん償却額	32,815	53,607
持分法による投資損益 (△は益)	—	199,239
固定資産除売却損	6,559	745
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	67,193	19,227
賞与引当金の増減額 (△は減少)	12,232	864
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	4,798	△81,641
受取利息	△356	△716
支払利息	5,842	9,129
売上債権の増減額 (△は増加)	△148,604	88,247
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△90,060	72,914
仕入債務の増減額 (△は減少)	△227,643	△77,137
その他	52,128	△9,859
小計	△2,512,544	△1,360,165
利息の受取額	356	716
利息の支払額	△5,842	△9,129
法人税等の支払額	△2,639	△90,335
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,520,670	△1,458,913
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△225,141	△34,088
無形固定資産の取得による支出	△16,675	△3,965
敷金及び保証金の差入による支出	—	△25,329
投資有価証券の取得による支出	△500,000	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △725,664	—
その他	△61,325	1,222
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,528,807	△62,160
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	153,000	300,000
長期借入金の返済による支出	△132,331	△104,772
社債の償還による支出	△30,000	△30,000
株式の発行による収入	1,734,853	—
非支配株主からの払込みによる収入	97,750	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,823,272	165,228
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4,079	△2,265
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,230,284	△1,358,110
現金及び現金同等物の期首残高	4,740,247	2,509,962
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,509,962	※1 1,151,852

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自 2019年4月1日
至 2019年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△839,697
減価償却費	25,757
減損損失	2,401
のれん償却額	26,472
持分法による投資損益 (△は益)	97,334
固定資産除売却損	16,639
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	6,589
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,316
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	1,634
受取利息	△217
支払利息	4,387
売上債権の増減額 (△は増加)	△73,139
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△152,067
仕入債務の増減額 (△は減少)	123,213
その他	△74,900
小計	△829,276
利息の受取額	217
利息の支払額	△4,387
法人税等の還付額	583
営業活動によるキャッシュ・フロー	△832,863
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△16,165
無形固定資産の取得による支出	△46
有形固定資産の売却による収入	1,026
敷金及び保証金の差入による支出	△14
敷金及び保証金の回収による収入	8,673
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,526
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	150,000
長期借入金の返済による支出	△68,000
社債の償還による支出	△15,000
株式の発行による収入	914,941
その他	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	981,941
現金及び現金同等物に係る換算差額	△9,803
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	132,747
現金及び現金同等物の期首残高	1,151,852
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,284,600

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

8 社

主要な連結子会社の名称

株式会社マキシム

PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA

C Channel Taiwan Corporation

C CHANNEL Korea Company Ltd.

上海露倩網絡信息有限公司

C Channel (Thailand) Co., Ltd.

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

1 社

会社等の名称

mysta株式会社

なお、mysta株式会社については、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA等の海外5社の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

②たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a 商品及び製品

主として月別総平均法

b 仕掛品

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～24年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ ポイント引当金

顧客の購入実績に応じて付与するポイント制度に基づき、将来ポイントによる費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が49,987千円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が46,893千円増加しております。また、「固定負債」の「繰延税金負債」が3,093千円減少しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	89,583千円	145,143千円

※2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券(株式)	一千円	300,760千円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産の評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	42,146千円	185,595千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料及び手当	791,627千円	1,087,914千円
広告宣伝費	1,215,845 "	499,635 "
外注費	979,179 "	1,206,651 "
支払手数料	463,414 "	798,774 "
賞与引当金繰入額	12,232 "	13,096 "
貸倒引当金繰入額	177 "	19,227 "
ポイント引当金繰入額	4,798 "	△81,641 "

※3 固定資産除売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	4,022千円	一千円
ソフトウェア	2,537 "	— "
工具、器具及び備品	— "	745 "
計	6,559千円	745千円

※4 減損損失

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	建物及び構築物、工具、器具及び備品及びその他	中華民国台北市	8,087千円

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

子会社に係る事業用資産については、収益力の低下により将来において投資額を回収するための十分なキャッシュ・フローの獲得が見込まれないと判断したため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

その内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物	4,454千円
工具、器具及び備品	3,184 〃
その他	448 〃
合計	8,087 〃

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額に基づき評価しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、減損損失の算定に当たり、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△2,415	△6,607
組替調整額	—	—
税効果調整前	△2,415	△6,607
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△2,415	△6,607
その他の包括利益合計	△2,415	△6,607

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	8,300	—	—	8,300
A種優先株式	4,040	—	—	4,040
B種優先株式	4,150	—	—	4,150
C種優先株式	7,700	—	—	7,700
D種優先株式	—	2,507	—	2,507

(変動事由の概要)

D種優先株式の発行済株式の増加2,507株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	8,300	—	—	8,300
A種優先株式	4,040	—	—	4,040
B種優先株式	4,150	—	—	4,150
C種優先株式	7,700	—	—	7,700
D種優先株式	2,507	—	—	2,507

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	2,509,962千円	1,151,852千円
現金及び現金同等物	2,509,962千円	1,151,852千円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

株式の取得により新たに株式会社マキシム (以下「新規連結子会社」という) を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに新規連結子会社の取得価額と新規連結子会社取得のための支出 (純増) との関係は次のとおりです。

流動資産	1,097,813千円
固定資産	103,030 "
のれん	753,491 "
流動負債	△734,071 "
固定負債	△400,331 "
非支配株主持分	△19,932 "
株式の取得価額	800,000千円
現金及び現金同等物	△140,910 "
差引: 取得のための支出	659,089千円

株式の取得により新たに上海露倩網絡信息有限公司 (以下「新規連結子会社」という) を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに新規連結子会社の取得価額と新規連結子会社取得のための支出 (純増) との関係は次のとおりです。

流動資産	188,721千円
固定資産	1,155 "
のれん	119,557 "
流動負債	△60,861 "
非支配株主持分	△63,217 "
株式の取得価額	185,354千円
現金及び現金同等物	△118,779 "
差引: 取得のための支出	66,574千円

当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに長期未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

社債及び借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、定期的に把握し、管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署・グループ会社の報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなど流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2を参照ください。）。

前連結会計年度（2018年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,509,962	2,509,962	—
(2) 受取手形及び売掛金	813,025	813,025	—
(3) 長期未収入金	67,016		
貸倒引当金（※1）	△67,016		
	—	—	—
(4) 敷金及び保証金	215,057	211,901	△3,156
資産計	3,538,046	3,534,889	△3,156
(1) 支払手形及び買掛金	416,041	416,041	—
(2) 未払金	298,211	298,211	—
(3) 未払法人税等	82,387	82,387	—
(4) 社債（※2）	75,000	74,970	△29
(5) 長期借入金（※3）	421,643	422,264	621
負債計	1,293,283	1,293,874	591

（※1） 長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2） 1年内償還予定の社債を含めております。

（※3） 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,151,852	1,151,852	—
(2) 受取手形及び売掛金	724,483	724,483	—
(3) 長期未収入金	67,016		
貸倒引当金（※1）	△67,016		
	—	—	—
(4) 敷金及び保証金	239,382	240,971	1,588
資産計	2,115,718	2,117,307	1,588
(1) 支払手形及び買掛金	321,130	321,130	—
(2) 未払金	315,011	315,011	—
(3) 未払法人税等	30,801	30,801	—
(4) 社債（※2）	45,000	45,005	5
(5) 長期借入金（※3）	616,871	618,141	1,270
負債計	1,328,814	1,330,090	1,276

（※1） 長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2） 1年内償還予定の社債を含めております。

（※3） 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期未収入金

財務内容を勘案し、個別に引当金の計上を行っているため、貸倒見積額を控除した金額をもって時価としております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、残存期間及び国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金並びに(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非上場株式	87,500	300,760
転換社債型新株予約権付社債	412,500	—

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,509,962	—	—	—
受取手形及び売掛金	813,025	—	—	—
合計	3,322,988	—	—	—

(※) 敷金及び保証金については返還期日を明確に把握できないため、また、長期未収入金については償還予定額が見込めないため含めておりません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,151,852	—	—	—
受取手形及び売掛金	724,483	—	—	—
合計	1,876,336	—	—	—

(※) 敷金及び保証金については返還期日を明確に把握できないため、また、長期未収入金については償還予定額が見込めないため含めておりません。

4. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2018年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	30,000	25,000	20,000	—	—	—
長期借入金	110,598	86,290	66,325	73,310	38,760	46,360
合計	140,598	111,290	86,325	73,310	38,760	46,360

当連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	25,000	20,000	—	—	—	—
長期借入金	168,346	101,575	89,040	89,040	80,880	87,990
合計	193,346	121,575	89,040	89,040	80,880	87,990

(有価証券関係)

前連結会計年度（2018年3月31日）

その他有価証券

非上場株式（連結貸借対照表計上額87,500千円）、転換社債型新株予約権付社債（連結貸借対照表計上額412,500千円）は市場価額がなく、時価を把握することが、極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 10名	事業協力者 2名	当社取締役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 720株	普通株式 120株	普通株式 160株
付与日	2015年4月2日	2015年4月2日	2016年1月28日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2018年4月1日 至 2024年12月31日	自 2018年4月1日 至 2024年12月31日	自 2018年4月1日 至 2024年12月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名	事業協力者 5名	事業協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 180株	普通株式 18株	普通株式 15株
付与日	2016年6月23日	2016年6月23日	2017年4月27日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 1名	当社従業員 16名 子会社取締役 2名 子会社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 27名 子会社取締役 2名 子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 5株	普通株式 110株	普通株式 190株
付与日	2017年5月26日	2017年6月22日	2018年4月19日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 22名	当社取締役 1名 子会社取締役 1名 子会社従業員 4名 事業協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 128株	普通株式 34株
付与日	2019年3月20日	2019年3月20日
権利確定条件	（注）2	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日

（注）1．株式数に換算して記載しております。なお、2016年6月22日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2．「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

当連結会計年度（2019年3月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前 (株)								
前連結会計年度末	—	—	—	175	18	15	5	95
付与	—	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	50	—	—	—	4
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	125	18	15	5	91
権利確定後 (株)								
前連結会計年度末	410	120	160	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—	—	—
失効	60	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	350	120	160	—	—	—	—	—

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	190	128	34
失効	10	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	180	128	34
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 1. 2016年6月22日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2. 失効は新株予約権者の退職により権利を行使することができなくなった部分であり、未行使残より除いておりますが、失効とした新株予約権は一部当社が自己新株予約権として取得し、保有しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格 (円)	5,000	5,000	5,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	—	—	—

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利行使価格 (円)	700,000	700,000	700,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 2016年6月22日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割後の価格に換えて記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。単位当たりの本源的価値は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 501,350千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | —千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	30,652千円	2,445千円
商品評価損	10,480 "	57,470 "
貸倒引当金	20,520 "	26,432 "
資産除去債務	20,285 "	20,338 "
税務上の繰越欠損金(注)2	1,429,086 "	1,862,146 "
その他	18,336 "	11,980 "
繰延税金資産小計	1,529,363千円	1,980,814千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	—	△1,862,146 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	—	△106,167 "
評価性引当額小計(注)1	△1,479,376千円	△1,968,313千円
繰延税金資産合計	49,987千円	12,500千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△18,261千円	△16,775千円
繰延税金負債合計	△18,261千円	△16,775千円
繰延税金資産純額	31,725千円	△4,275千円

(注) 1. 評価性引当額が488,937千円増加しております。この増加の主な内容は、当社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を416,406千円追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	5,812	5,837	14,081	1,836,415	1,862,146
評価性引当額	—	—	5,812	5,837	14,081	1,836,415	1,862,146
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社マキシム

事業の内容 アパレル・ファッションブランド『KOBE LETTUCE』の展開

(2) 企業結合を行った主な理由

当社が展開する女性の「知りたい」を動画で解決するメディア『C CHANNEL』において展開しているeコマース事業の拡大を迅速かつ飛躍的に行うため、当社と同じくF1層向けにeコマースサイト『KOBE LETTUCE』を展開する株式会社マキシムの企業結合を実施いたしました。

(3) 企業結合日

2017年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式の取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

70.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2017年7月1日から2018年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	800,000千円
取得原価		800,000千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

753,491千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の収益力の合理的な見積りにより発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,097,813千円
固定資産	103,030 "
資産合計	1,200,844千円
流動負債	734,071千円
固定負債	400,331 "
負債合計	1,134,403千円

6. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	1,156,858千円
営業利益	25,979 "
経常利益	23,942 "
税金等調整前当期純利益	23,942 "
親会社株主に帰属する当期純利益	10,840 "

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 上海露倩網絡信息有限公司

事業の内容 中国におけるeコマース事業及び広告事業の展開

(2) 企業結合を行った主な理由

当社が展開する女性の「知りたい」を動画で解決するメディア『C CHANNEL』においては、アジアを中心に9つの国・地域で事業を展開しております。今後、アジア最大の市場である中国において事業の拡大を図っていくため、今回の企業結合を実施いたしました。

(3) 企業結合日

2018年3月31日

(4) 企業結合の法的形式

株式の取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

51.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2018年3月31日をみなし取得日としているため、当連結会計年度の連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	185,354千円
取得原価		185,354千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等	11,766千円
--------------------	----------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

119,557千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の収益力の合理的な見積りにより発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	188,721千円
固定資産	1,155 "
資産合計	189,876千円
流動負債	60,861千円
負債合計	60,861千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

共通支配下の取引等

連結子会社の吸収合併

当社は、2018年2月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるYellow Agency株式会社（以下、「YA社」という）を吸収合併することを決議し、2018年5月25日付で合併しました。

1 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業内容

吸収合併存続企業

名称 : C Channel株式会社

事業内容 : 女性向け動画メディア『C CHANNEL』の運営

吸収合併消滅会社

名称 : Yellow Agency株式会社

事業内容 : インフルエンサーマーケティング事業

(2) 企業結合日

2018年5月25日

(注) 本合併は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併であり、YA社においては会社法第784条第1項に定める略式合併であるため、いずれも合併契約承認株主総会を開催しておりません。

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、YA社は消滅いたしました。

(注) YA社は当社の100%子会社であるため、本合併における新株式の発行、資本金の増加、合併交付金の支払いはありません。

(4) 結合後企業の名称

C Channel株式会社（従前の名称から変更はありません。）

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、経営資源の集中による業務の効率化を図るとともに、広告事業とインフルエンサーマーケティング事業との協業体制を構築することにより、以て、当社のメディア事業の発展を目指すことを目的として、2018年5月にYA社を吸収合併いたしました。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

e コマース事業の分離

当社は、2019年1月23日開催の取締役会において、当社のeコマース事業を当社の連結子会社である株式会社マキシムに承継させる簡易吸収分割（以下「本件分割」という。）を行うことを決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。これに基づき、本件分割を2019年3月31日に実行いたしました。

1 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業内容

事業の名称 : 当社のeコマース事業

事業の内容 : ライフスタイル系中心の動画コマース

(2) 企業結合日

2019年3月31日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、株式会社マキシムを承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

株式会社マキシム（当社の連結子会社）

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、「メディア事業」、「e コマース事業」及び「海外事業」の3つのセグメントで事業を展開しておりますが、当社のe コマース事業を株式会社マキシムに承継することによって、当社グループのe コマース事業を集約し、業務の効率化によるコストの削減、収益の最大化及びノウハウの共有を行うことにより、当社グループの事業拡大を図ることを目的とするものです。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社及び連結子会社の本社及び店舗の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社及び連結子会社の本社及び店舗に係る資産除去債務においては、使用見込期間を取得から10年～15年と見積り、割引率は0.08%～0.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	— 千円	64,731 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	64,577 千円	— 千円
時の経過による調整額	153 千円	170 千円
期末残高	64,731 千円	64,901 千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社グループは、事業活動の特徴、法的規制等を考慮した経営管理上の区分によって、「メディア事業」、「eコマース事業」及び「海外事業」の3つを報告セグメントとしております。

「メディア事業」は、国内において企業向けに動画の企画・制作・配信を行うサービス等を主な業務としております。「eコマース事業」は、国内において主にアパレルや美容機器・コスメ商品などを自社アプリ及びSNSを通じて販売を行っております。「海外事業」は、アジアを中心に『C CHANNEL』事業の海外展開を主な業務としております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益および振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	メディア事業	eコマース事業	海外事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	928,823	4,156,110	173,169	5,258,104	—	5,258,104
セグメント間の内部売上高又は振替高	750	—	—	750	△750	—
計	929,573	4,156,110	173,169	5,258,854	△750	5,258,104
セグメント損失(△)	△978,051	△142,697	△326,016	△1,446,764	△721,823	△2,168,587
その他の項目						
減価償却費	22,349	11,102	6,110	39,562	13,064	52,626
のれんの償却額	—	28,255	4,559	32,815	—	32,815

(注) 1. セグメント損失の調整額△721,823千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

その他の項目の減価償却費の調整額は全社費用であります。

2. セグメント損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. セグメント資産及び負債は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないため記載は省略しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	メディア事業	e コマース事業	海外事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,394,767	5,257,464	800,053	7,452,285	—	7,452,285
セグメント間の内部売上高又は振替高	500	—	—	500	△500	—
計	1,395,267	5,257,464	800,053	7,452,785	△500	7,452,285
セグメント損失（△）	△393,583	△262,566	△284,946	△941,095	△567,793	△1,508,888
その他の項目						
減価償却費	17,810	10,014	12,066	39,890	29,693	69,584
のれんの償却額	—	37,674	15,933	53,607	—	53,607

- (注) 1. セグメント損失（△）の調整額△567,793千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
その他の項目の減価償却費の調整額は全社費用であります。
2. セグメント損失（△）は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
3. セグメント資産及び負債は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないため記載は省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	アジア	合計
6,652,231	800,053	7,452,285

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	メディア事業	eコマース事業	海外事業	計	全社・消去	合計
減損損失	—	—	8,087	8,087	—	8,087

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	メディア事業	eコマース事業	海外事業	計	全社・消去	合計
当期償却額	—	28,255	4,559	32,815	—	32,815
当期末残高	—	725,235	156,662	881,898	—	881,898

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	メディア事業	eコマース事業	海外事業	計	全社・消去	合計
当期償却額	—	37,674	15,933	53,607	—	53,607
当期末残高	—	687,560	138,053	825,614	—	825,614

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)
その他の関係 会社の子会社	mysta株式会社	東京都港区	829,962	オーディションアプリ 『mysta』の展開	42.1

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の兼任2名	転換社債型新株予約権付 社債の転換	412,500	投資有価証券	300,760

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

転換社債型新株予約権付社債の転換価額は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行条件に定められた新株予約権の権利行使価格に基づいて決定しております。なお、当該取引によりmysta株式会社は関連会社に該当することとなっております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)
その他の関係 会社の子会社	SBペイメントサ ービス株式会社	東京都港区	6,075	決済サービス、カード・ポイ ントサービス、集金代行サー ビス、送金サービス等	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
商品等の販売・業務 受託	エンドユーザーへの販売 に関する決済代行業務の 委託	— (注) 3	売掛金	49,044

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

決済代行業務の委託につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

3. 売掛金に関する取引については、エンドユーザーに対する販売取引であり、同社に対するものではありませんので、取引金額は記載しておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

当連結会計年度において、重要な関連会社はmysta株式会社であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	mysta株式会社	
	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	—	494,219
固定資産合計	—	43,431
流動負債合計	—	127,065
固定負債合計	—	—
純資産合計	—	410,585
売上高	—	125,826
税引前当期純損失（△）	—	△437,961
当期純損失（△）	—	△439,776

（注）mysta株式会社は、当連結会計年度から重要な関連会社としております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	△177.13円	△245.16円
1株当たり当期純損失(△)	△95.61円	△67.80円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失(△)であるため記載しておりません。

2 当社は、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首で株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

3 1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△2,314,235	△1,809,947
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△2,314,235	△1,809,947
期中平均株式数(株)	24,203,736	26,697,000
(うち普通株式数(株))	(8,300,000)	(8,300,000)
(うちA種優先株式数(株))	(4,040,000)	(4,040,000)
(うちB種優先株式数(株))	(4,150,000)	(4,150,000)
(うちC種優先株式数(株))	(7,700,000)	(7,700,000)
(うちD種優先株式数(株))	(13,736)	(2,507,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まなかった潜在株式の概要	新株予約権8種類 (新株予約権377個) 詳細は「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権11種類 (新株予約権659個) 詳細は「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

4 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	4,565,988	2,774,100
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	9,294,911	9,319,063
(うち非支配株主持分(千円))	(162,511)	(186,663)
(うちA種優先株式(千円))	(505,000)	(505,000)
(うちB種優先株式(千円))	(1,867,500)	(1,867,500)
(うちC種優先株式(千円))	(5,005,000)	(5,005,000)
(うちD種優先株式(千円))	(1,754,900)	(1,754,900)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△4,728,923	△6,544,962
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	26,697,000	26,697,000

(重要な後発事象)

(第三者割当増資)

当社は、2019年5月24日開催の取締役会において、第三者割当（以下、「本第三者割当増資」という）による新株式の発行を決議し、2019年7月に払込が完了いたしました。

本第三者割当増資の概要

(1) 募集株式の種類及び数	E種優先株式	1,149株
(2) 払込金額	1株につき800千円	
(3) 払込金額の総額	919,200千円	
(4) 資本組入額	1株につき400千円	
(5) 資本組入額の総額	459,600千円	
(6) 募集方法	第三者割当の方法によります。	
(7) 割当先	A B C ドリームファンド2号投資事業有限責任組合	250株
	SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合	250株
	V L I 新ベンチャー育成投資事業組合	125株
	ナントC V C 2号投資事業有限責任組合	125株
	価値共創ベンチャー2号有限責任事業組合	125株
	株式会社セラク	125株
	株式会社 博報堂D Yメディアパートナーズ	124株
	JR Cap LLC	25株
(8) 資金の使途	事業運転資金に充当の予定	

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は、次のとおりです。

当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
給料及び手当	509,014千円
広告宣伝費	166,091 "
外注費	546,842 "
支払手数料	423,268 "
賞与引当金繰入額	19,440 "
貸倒引当金繰入額	6,589 "
ポイント引当金繰入額	1,634 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
現金及び預金勘定	1,284,600千円
現金及び現金同等物	1,284,600千円

(株主資本等関係)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、当第2四半期連結累計期間において、第三者割当増資の実施により資本金及び資本準備金がそれぞれ459,600千円増加しております。

この結果、当第2四半期連結会計期間末において資本金が5,047,300千円、資本剰余金が5,049,151千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結損 益計算書計上 額 (注) 2
	メディア事業	e コマース事 業	海外事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	699,335	2,678,823	252,580	3,630,740	—	3,630,740
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,000	—	1,913	3,913	△3,913	—
計	701,335	2,678,823	254,494	3,634,654	△3,913	3,630,740
セグメント利益又は損失 (△)	△334,189	70,277	△105,696	△369,608	△347,119	△716,728

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益又は損失(△)の調整額△347,119千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△32.03円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失(△) (千円)	△872,792
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 損失(△)(千円)	△872,792
普通株式の期中平均株式数(株)	27,248,390
(うち普通株式数(株))	(8,300,000)
(うちA種優先株式数(株))	(4,040,000)
(うちB種優先株式数(株))	(4,150,000)
(うちC種優先株式数(株))	(7,700,000)
(うちD種優先株式数(株))	(2,507,000)
(うちE種優先株式数(株))	(551,390)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権11種類 (新株予約権505個)

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 当社は、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間における四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	
減価償却費	38,719千円
のれんの償却額	130,737 //

(株主資本等関係)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、第3四半期連結累計期間において、第三者割当増資の実施により資本金及び資本準備金がそれぞれ459,600千円増加しております。

この結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金が5,047,300千円、資本剰余金が5,049,151千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結財務諸表計上額 (注) 2
	メディア事業	eコマース事業	海外事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,019,968	4,337,974	393,747	5,751,691	—	5,751,691
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,708	—	1,913	5,622	△5,622	—
計	1,023,677	4,337,974	395,661	5,757,313	△5,622	5,751,691
セグメント利益又は損失 (△)	△365,730	137,813	△161,486	△389,402	△635,836	△1,025,239

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益又は損失(△)の調整額△635,836千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失 (△) の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
1 株当たり四半期純損失 (△)	△44.62円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (千円)	△1,224,611
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 損失 (△) (千円)	△1,224,611
普通株式の期中平均株式数 (株)	27,448,320
(うち普通株式数 (株))	(8,300,000)
(うちA種優先株式数 (株))	(4,040,000)
(うちB種優先株式数 (株))	(4,150,000)
(うちC種優先株式数 (株))	(7,700,000)
(うちD種優先株式数 (株))	(2,507,000)
(うちE種優先株式数 (株))	(751,320)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権11種類 (新株予約権505個)

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 当社は、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

2020年2月19日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項の取得の条項を満たしたことにより、2020年3月5日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月5日付で消却しております。

1. 取得及び消却した株式数
A種優先株式 4,040株
B種優先株式 4,150株
C種優先株式 7,700株
D種優先株式 2,507株
E種優先株式 1,149株
2. 交換により交付した普通株式数
普通株式数 19,546株
3. 交付後の発行済普通株式数
発行済普通株式数 27,846株

(第三者割当による新株式の発行に係る払込完了)

2020年3月13日開催の臨時株主総会において決議いたしました、ソフトバンク株式会社他3社を割当先とする第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）に関して、2020年3月25日に払込手続きが完了しております。

1. 本第三者割当増資の概要
 - (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 876株
 - (2) 発行価額（払込金額） 1株につき 800,000円
 - (3) 払込金額の総額 700,800,000円
 - (4) 資本組入額 1株につき 400,000円
 - (5) 資本組入額の総額 350,400,000円
 - (6) 募集方法 第三者割当の方法によります。
 - (7) 割当先 ソフトバンク株式会社他3社
2. 本第三者割当増資による発行済株式総数及び資本金の額の推移

増資前の発行済株式総数	27,846株	（増資前の資本金の額	5,047,300,000円）
増資による増加株式数	876株	（増資する資本金の額	350,400,000円）
増資後の発行済株式総数	28,722株	（増資後の資本金の額	5,397,700,000円）

(株式分割、単元株制度の採用)

当社は、2020年2月19日開催の取締役会決議により、株式分割を行う旨を決議するとともに、単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。

1. 目的

当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の割合及び時期

2020年3月26日の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき1,000株の割合をもって分割する。

3. 分割により増加する株式数

- ① 株式分割前の発行済株式総数 28,722株
- ② 今回の分割により増加する株式数 28,693,278株
- ③ 株式分割後の発行済株式総数 28,722,000株
- ④ 株式分割後の発行可能株式総数 100,000,000株

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社マキシム	第1回無担保社債	2014年 8月25日	15,000	5,000 (5,000)	0.58	無担保社債	2019年 8月20日
株式会社マキシム	第2回無担保社債	2016年 3月31日	60,000	40,000 (20,000)	0.17	無担保社債	2021年 3月31日
合計	—	—	75,000	45,000 (25,000)	—	—	—

(注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
25,000	20,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	110,598	168,346	0.8	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	311,045	448,525	0.8	2019年4月1日～ 2025年12月31日
合計	421,643	616,871	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	101,575	89,040	89,040	80,880

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	64,731	170	—	64,901

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URLは次のとおりであります。 https://corp.cchan.tv/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年 9月27日	ソフトバンク グループイン ターナショナル 合同会社 代表社員 ソ フトバンクグ ループ株式会 社	東京都港区 東新橋一丁 目9番1号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	ソフトバンク 株式会社 代表取締役 宮内 謙	東京都港 区東新橋 一丁目9 番1号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名) (注) 3	C種優先株式 7,700	5,005,000,000 (650,000) (注) 4	所有者の事 情による
2020年 3月5日	—	—	—	B Dash Fund 2号投資事業 有限責任組合 代表取締役 渡辺 洋行	東京都港 区赤坂一 丁目12番 32号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	A種優先株式 △640 普通株式 640	—	(注) 5
2020年 3月5日	—	—	—	株式会社アイ スタイル 代表取締役 吉松 徹郎	東京都港 区赤坂一 丁目12番 32号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	A種優先株式 △480 普通株式 480	—	(注) 5
2020年 3月5日	—	—	—	グリー株式会 社 代表取締役 田中 良和	東京都港 区六本木 六丁目10 番1号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	A種優先株式 △480 普通株式 480	—	(注) 5
2020年 3月5日	—	—	—	株式会社ネク シーズグル ープ 代表取締役 近藤 太香巳	東京都渋谷 区桜丘 町20番4 号 ネク シーズ スクエア ビル	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	A種優先株式 △480 普通株式 480	—	(注) 5
2020年 3月5日	—	—	—	株式会社MAK コーポレーシ ョン 代表取締役 有馬 誠	東京都千 代田区麴 町二丁目 10番3号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	A種優先株式 △480 普通株式 480	—	(注) 5
2020年 3月5日	—	—	—	ジャフコSV 4共有投資事 業有限責任組 合 無限責任組合 員 株式会社 ジャフコ 代表取締役 豊貴 伸一	東京都千 代田区大 手町一丁 目5番1 号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	A種優先株式 △640 普通株式 640	—	(注) 5
2020年 3月5日	—	—	—	トランス・コ スモス株式会 社 代表取締役 奥田 昌孝	東京都渋谷 区渋谷 三丁目25 番18号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	B種優先株式 △1,340 普通株式 1,340	—	(注) 5
2020年 3月5日	—	—	—	ジャフコSV 4共有投資事 業有限責任組 合 無限責任組合 員 株式会社 ジャフコ 代表取締役 豊貴 伸一	東京都千 代田区大 手町一丁 目5番1 号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	B種優先株式 △1,910 普通株式 1,910	—	(注) 5

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年 3月5日	—	—	—	ソフトバンク株式会社 代表取締役 宮内 謙	東京都港区東新橋 一丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式 △7,700 普通株式 7,700	—	(注) 5
2020年 3月5日	—	—	—	LC Fund VII, L.P.	Flat A, 9/F., South Tower 8, Phase 2, Residence Bel-Air, 38 Bel-Air Avenue, Cyberport, Hong Kong	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種優先株式 △990 普通株式 990	—	(注) 5
2020年 3月5日	—	—	—	MSIVC2016V投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三井住友海上キャピタル株式会社 取締役社長 石上 壽一	東京都中央区京橋 一丁目2番5号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種優先株式 △572 普通株式 572	—	(注) 5

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。)の末日(2019年3月31日)から起算して2年前の日(2017年4月1日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存されるものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

3. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となっております。

4. 移動価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。

5. 2020年2月19日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項の取得の条項を満たしたことにより、2020年3月5日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。

6. 当社は、2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③
発行年月日	2018年3月30日	2019年6月26日	2019年6月28日
種類	D種優先株式	E種優先株式	E種優先株式
発行数	2,507株	25株	874株
発行価格	700,000円 (注) 2	800,000円 (注) 2	800,000円 (注) 2
資本組入額	350,000円	400,000円	400,000円
発行価額の総額	1,754,900,000円	20,000,000円	699,200,000円
資本組入額の総額	877,450,000円	10,000,000円	349,600,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	(注) 1	(注) 1

項目	株式④	株式⑤
発行年月日	2019年7月31日	2020年3月25日
種類	E種優先株式	普通株式
発行数	250株	876株
発行価格	800,000円 (注) 2	800,000円 (注) 2
資本組入額	400,000円	400,000円
発行価額の総額	200,000,000円	700,800,000円
資本組入額の総額	100,000,000円	350,400,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 1	(注) 1

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2017年4月27日	2017年5月26日	2017年6月22日
種類	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 15株	普通株式 5株	普通株式 110株 (注) 3 (1)
発行価格	450,000円 (注) 2	450,000円 (注) 2	450,000円 (注) 2
資本組入額	225,000円	225,000円	225,000円
発行価額の総額	6,750,000円	2,250,000円	49,500,000円 (注) 6 (1)
資本組入額の総額	3,375,000円	1,125,000円	24,750,000円 (注) 6 (1)
発行方法	2016年6月22日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2016年6月22日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2016年6月22日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	2018年4月19日	2019年3月20日	2019年3月20日
種類	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 190株 (注) 3 (2)	普通株式 128株 (注) 3 (3)	普通株式 34株
発行価格	700,000円 (注) 2	700,000円 (注) 2	700,000円 (注) 2
資本組入額	350,000円	350,000円	350,000円
発行価額の総額	133,000,000円 (注) 6 (2)	89,600,000円 (注) 6 (3)	23,800,000円
資本組入額の総額	66,500,000円 (注) 6 (2)	44,800,000円 (注) 6 (3)	11,900,000円
発行方法	2018年3月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2018年3月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2018年3月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 1	(注) 1	(注) 1

- (注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下、同取引所という。）の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。
- (1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規定施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者について担当J-Adviserに対して、以下の書面により確約を行わせるものとされております。
- ①割当又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式」という。)について、割当又は交付を受けた日から上場日以降6ヶ月を経過する日(割当株式等の割当又は交付を受けた日以降1年を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日)までの継続所有。
- ②割当株式等を譲渡する場合は、あらかじめ新規上場申請者により書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- ③その他同取引所が必要と定める事項。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2019年3月31日であります。
2. 発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。
3. 当社は、株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2020年3月5日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月5日付で消却しております。なお、当社は、2020年3月13日開催の臨時株主総会により、3月26日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	450,000円	450,000円	450,000円
行使期間	2019年7月1日から 2026年5月31日まで	2019年7月1日から 2026年5月31日まで	2019年7月1日から 2026年5月31日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおりで あります。	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおりで あります。	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおりで あります。
譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおりで あります。	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおりで あります。	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおりで あります。

	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	700,000円	700,000円	700,000円
行使期間	2020年4月1日から 2027年3月31日まで	2020年4月1日から 2027年3月31日まで	2020年4月1日から 2027年3月31日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおりで あります。	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおりで あります。	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおりで あります。
譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおりで あります。	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおりで あります。	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおりで あります。

5. 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

6. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失により、以下の通りとなっております。

- (1) 新株予約権③ 退職等の理由により従業員14名70株の権利が喪失しており、43株を消却しています。発行数は67株（うち自己保有新株予約権は27株）、発行価額の総額は30,150,000円、資本組入額の総額は15,075,000円となっています。
- (2) 新株予約権④ 退職等の理由により従業員14名110株の権利が喪失しており、78株を消却しています。発行数は112株（うち自己保有新株予約権は32株）、発行価額の総額は78,400,000円、資本組入額の総額は39,200,000円となっています。
- (3) 新株予約権⑤ 退職等の理由により従業員9名47株の権利が喪失し、自己保有新株予約権となっています。
- (4) 新株予約権⑥ 退職等の理由により従業員1名2株の権利が喪失し、自己保有新株予約権となっています。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
LC Fund VII, L.P.	c/o Legend Capital Co., Ltd. 16th Floor, Tower B, Raycom InfoTech Park No.2 Kexueyuan Nan Lu, Zhongguancun, Haidian District, Beijing, P.R.China 100080	投資事業組合	990	693,000,000 (700,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
MSIVC2016V投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三井住友海上キャピタル株式会社 取締役社長 石上 壽一 資本金 1,000百万円	東京都中央区京橋一丁目2番5号	投資事業組合	572	400,400,000 (700,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
NVCC 8号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 多賀谷 実 資本金 2,050百万円	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	投資事業組合	285	199,500,000 (700,000)	—
Amazing Founder Limited	Flat A, 9/F., South Tower 8, Phase 2, Residence Bel-Air, 38 Bel-Air Avenue, Cyberport, Hong Kong	投資会社	228	159,600,000 (700,000)	—
みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役 大町 祐輔 資本金 902百万円	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	投資事業組合	150	105,000,000 (700,000)	—
株式会社ドリームインキュベータ 代表取締役 山川 隆義 資本金 4,978百万円	東京都千代田区霞が関三丁目2番6号	コンサルティング業	143	100,100,000 (700,000)	—
HIGHSINO GROUP LIMITED	1208, The South Tower, Raycom Info Tech Park C, No.2 Kexueyuan South Road, Haidian District, Beijing, P.R.China 100190	投資管理会社	77	53,900,000 (700,000)	—
LC Parallel Fund VII, L.P.	c/o Legend Capital Co., Ltd. 16th Floor, Tower B, Raycom InfoTech Park No.2 Kexueyuan Nan Lu, Zhongguancun, Haidian District, Beijing, P.R.China 100080	投資事業組合	62	43,400,000 (700,000)	—

(注) 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
JR Cap LLC	45 Rockefeller Plaza, 5th Floor, New York, NY 10111, USA.	投資業	25	20,000,000 (800,000)	—

(注) 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

株式③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
A B C ドリームファンド2号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 A B C ドリ ームベンチャー株式会社 代表取締役 小濱 直人 資本金 20百万円	東京都港区浜松町二丁目 3番1号 日本生命浜松町クレアタ ワー18F	投資事業組 合	250	200,000,000 (800,000)	—
V L I 新ベンチャー育成投資 事業組合 業務執行組合員 株式会社ベ ンチャーラボインベストメン ト 代表取締役 山中 唯義 資本金 40百万円	東京都中央区築地六丁目 17番4号 リードシー築 地ビル4階	投資事業組 合	125	100,000,000 (800,000)	—
ナントCVC2号投資事業有 限責任組合 無限責任組合員 株式会社ベ ンチャーラボインベストメン ト 代表取締役 山中 唯義 資本金 40百万円	東京都中央区築地六丁目 17番4号 リードシー築 地ビル4階	投資事業組 合	125	100,000,000 (800,000)	—
価値共創ベンチャー2号有限 責任事業組合 共同事業組合員 N E C キャ ピタルソリューション株式会 社 代表取締役 今関 智雄 資本金 3,776百万円	東京都港区港南二丁目15 番3号	投資事業組 合	125	100,000,000 (800,000)	—
株式会社セラク 代表取締役 宮崎 龍己 資本金 297百万円	東京都新宿区西新宿七丁 目5番25号	サービス業	125	100,000,000 (800,000)	—
株式会社 博報堂DYメディ アパートナーズ 代表取締役 矢嶋 弘毅 資本金 9,500百万円	東京都港区赤坂五丁目3 番1号	サービス業	124	99,200,000 (800,000)	—

(注) 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

株式④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
SBI AI&Blockchain投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 SBI イン ベストメント株式会社 代表取締役 北尾 吉孝 資本金 50百万円	東京都港区六本木一丁目 6番1号	投資事業組 合	250	200,000,000 (800,000)	—

(注) 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

株式⑤

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
ソフトバンク株式会社 代表取締役 宮内 謙 資本金 204,309百万円	東京都港区東新橋一丁目 9番1号	通信業	625	500,000,000 (800,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ディクスホールディングス株 式会社 代表取締役 戸邊 光男 資本金 80百万円	東京都港区三田三丁目4 番10号	情報通信業	125	100,000,000 (800,000)	—
アシックス・ベンチャーズ株 式会社 代表取締役 蔭山 広明 資本金 310百万円	兵庫県神戸市中央区港島 中町七丁目1番1	投資業	63	50,400,000 (800,000)	—
フロンティア株式会社 代表取締役 高橋 政裕 資本金 10百万円	東京都豊島区東池袋三丁 目12番6号	サービス業	63	50,400,000 (800,000)	—

(注) 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
見城 徹	東京都渋谷区	会社役員	15	6,750,000 (450,000)	事業協力者

(注) 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
見城 徹	東京都渋谷区	会社役員	5	2,250,000 (450,000)	事業協力者

(注) 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
C Channel 株式会社 代表取締役社長 森川亮	東京都港区三田一丁目4 番1号	—	27	12,150,000 (450,000)	自社
橋本 充生	兵庫県神戸市東灘区	会社役員	20	9,000,000 (450,000)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
近藤 幸子	東京都江東区	会社員	5	2,250,000 (450,000)	当社従業員
小平 頼彦	東京都板橋区	会社員	5	2,250,000 (450,000)	当社従業員
中山 貴人	兵庫県芦屋市	会社員	5	2,250,000 (450,000)	当社従業員
林 純司	兵庫県神戸市中央区	会社員	5	2,250,000 (450,000)	特別利害関係者等 (子会社取締役)

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものにつきましては、記載しておりません。
2. 2019年12月以降に退職等の理由により権利を喪失した27株については、当社が取締役会決議により自己新株予約権として取得し、保有しています。
3. 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
C Channel 株式会社 代表取締役社長 森川亮	東京都港区三田一丁目4 番1号	—	32	22,400,000 (700,000)	自社
武藤 崇雄	東京都世田谷区	会社員	15	10,500,000 (700,000)	当社従業員
西谷 有弘	中華人民共和国上海市	会社役員	10	7,000,000 (700,000)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
笹川 大和	新潟県新潟市東区	会社役員	5	3,500,000 (700,000)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
鈴木 精介	東京都世田谷区	会社員	5	3,500,000 (700,000)	当社従業員
養田 朋彦	東京都杉並区	会社員	5	3,500,000 (700,000)	当社従業員
渡邊 正太	神奈川県横浜市港北区	会社員	5	3,500,000 (700,000)	当社従業員
堀ノ内 丈史	東京都世田谷区	会社員	5	3,500,000 (700,000)	当社従業員
岡本 直子	東京都目黒区	会社員	3	2,100,000 (700,000)	当社従業員
中山 貴人	兵庫県芦屋市	会社員	3	2,100,000 (700,000)	当社従業員
小平 頼彦	東京都板橋区	会社員	3	2,100,000 (700,000)	当社従業員
平沼 幹章	埼玉県さいたま市南区	会社員	3	2,100,000 (700,000)	当社従業員
堀 理香	インドネシア共和国ジャ カルタ首都特別州	会社員	3	2,100,000 (700,000)	子会社従業員
松崎 美緒	神奈川県横浜市緑区	会社員	3	2,100,000 (700,000)	当社従業員
佐久間 美空	東京都世田谷区	会社員	3	2,100,000 (700,000)	当社従業員
千羽 愛実	神奈川県横浜市都筑区	会社員	3	2,100,000 (700,000)	当社従業員
荒田 千秋	東京都豊島区	会社員	3	2,100,000 (700,000)	当社従業員
原田 直美	東京都世田谷区	会社員	3	2,100,000 (700,000)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものにつきましては、記載しておりません。

2. 2019年12月以降に退職等の理由により権利を喪失した32株については、当社が取締役会決議により自己新株予約権として取得し、保有しています。

3. 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権⑤

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
C Channel 株式会社 代表取締役社長 森川亮	東京都港区三田一丁目4 番1号	—	47	32,900,000 (700,000)	自社
渡邊 康司	東京都世田谷区	会社役員	28	19,600,000 (700,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
小野 邦智	東京都新宿区	会社員	15	10,500,000 (700,000)	当社従業員
丹羽 歩	東京都品川区	会社員	10	7,000,000 (700,000)	当社従業員
松浦 由佳	東京都世田谷区	会社員	5	3,500,000 (700,000)	当社従業員
近藤 幸子	東京都江東区	会社員	3	2,100,000 (700,000)	当社従業員
村田 紗知	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	3	2,100,000 (700,000)	当社従業員
高橋 秋仁	神奈川県川崎市川崎区	会社員	3	2,100,000 (700,000)	当社従業員
峯岸 亮	神奈川県横浜市都筑区	会社員	2	1,400,000 (700,000)	当社従業員
津 章仁	東京都小平市	会社員	2	1,400,000 (700,000)	当社従業員
石野 泰祐	東京都世田谷区	会社員	2	1,400,000 (700,000)	当社従業員
塚田 むつみ	東京都新宿区	会社員	2	1,400,000 (700,000)	当社従業員
吉田 修一	東京都墨田区	会社員	2	1,400,000 (700,000)	当社従業員
山下 房之介	東京都品川区	会社員	2	1,400,000 (700,000)	当社従業員
長田 奈津子	埼玉県新座市	会社員	2	1,400,000 (700,000)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものにつきましては、記載しておりません。

2. 2019年12月以降に退職等の理由により権利を喪失した47株については、当社が取締役会決議により自己新株予約権として取得し、保有しています。

3. 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権⑥

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
馬 宏宏	東京都三鷹市	会社役員	15	10,500,000 (700,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
金 希映	東京都世田谷区	個人事業主	5	3,500,000 (700,000)	事業協力者
和田 茜	東京都町田市	個人事業主	5	3,500,000 (700,000)	事業協力者
林 純司	兵庫県神戸市中央区	会社役員	3	2,100,000 (700,000)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
C Channel 株式会社 代表取締役社長 森川亮	東京都港区三田一丁目4 番1号	—	2	1,400,000 (700,000)	自社
Ary Hermansyah	インドネシア共和国ジャ カルタ首都特別州	会社員	2	1,400,000 (700,000)	子会社従業員
Iman Susanto	インドネシア共和国ジャ カルタ首都特別州	会社員	1	700,000 (700,000)	子会社従業員
Fany Lahithany	インドネシア共和国ジャ カルタ首都特別州	会社員	1	700,000 (700,000)	子会社従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものにつきましては、記載しておりません。
2. 2019年12月以降に退職等の理由により権利を喪失した2株については、当社が取締役会決議により自己新株予約権として取得し、保有しています。
3. 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
ソフトバンク株式会社（注）1	東京都港区東新橋一丁目9番1号	8,325,000	28.04
ONE STEP株式会社（注）1、2	東京都港区西麻布三丁目12番12号	5,950,000	20.04
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ（注）1	東京都港区虎ノ門1丁目23番1号 (株式会社ジャフコ内)	2,550,000	8.59
株式会社IWA I（注）1、2	東京都品川区上大崎二丁目3番30号 306号室	1,600,000	5.39
トランス・コスモス株式会社 （注）1	東京都渋谷区渋谷三丁目25番8号	1,340,000	4.51
LC Fund VII, L.P.（注）1	P.O.Box309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	990,000	3.33
B Dash Fund 2号投資事業有限責任 組合（注）1	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル3階	640,000	2.16
MSIVC2016V投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三井住友海上キャ ピタル株式会社（注）1	東京都中央区京橋一丁目2番5号 京 橋TDビル4階	572,000	1.93
三枝 孝臣（注）1、3	東京都品川区	550,000	1.85
株式会社アイスタイル（注）1	東京都港区赤坂一丁目12番32号	480,000	1.62
グリー株式会社（注）1	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー	480,000	1.62
株式会社ネクシィーズグループ （注）1	東京都渋谷区桜丘町20番4号 ネクシィーズスクエアビル	480,000	1.62
株式会社MAKコーポレーション （注）1	東京都文京区大塚二丁目7番2号	480,000	1.62
その他84名	—	5,249,000 (964,000)	17.68 (3.25)
計	—	29,686,000 (964,000)	100.00 (3.25)

（注）1．特別利害関係者等（大株主上位10名）

2．特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）

3．特別利害関係者等（当社の取締役）

4．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割当であり、内数であります。

なお、964,000株のうち213,000株については、自己新株予約権となります。

5．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2020年4月13日

C Channel株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

前田 啓 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

坂井 知倫 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているC Channel株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、C Channel株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に第三者割当増資に関する事項が記載されている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年4月13日

C Channel株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

前田 啓

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

坂井 知倫

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているC Channel株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、C Channel株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年4月13日

C Channel株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

前田 啓

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

坂井 知倫

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているC Channel株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、C Channel株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に第三者割当増資に関する事項が記載されている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上